事例・資料

事例 1　自閉症、行動障害のある人への配慮と工夫

（社福）はるにれの里　生活介護事業所ほしのみ　野田　宏

1 自閉症で行動障害のある人たちにとってのグループホームとは

（1）自閉症って…

自閉症の人は、目や耳から入る情報を脳で整理することが苦手なため、適切に判断して行動するのがむずかしいという特徴があります。したがって、社会性をもった行動や他者とのやりとり（共感することなど）がむずかしく、誤解を受けてしまうことがあります。

特に、耳から入る情報は意味がわからないために、言われても無視しているように見えたり、言われたことをそのまま言い返すことがあります。また、強いこだわりがあったり、反復行動などさまざまな特徴があります。

自閉症の人の多くは感覚（視覚、聴覚など）が過敏で、周囲からストレスを受けると感情のコントロールがむずかしいため、急にパニックに陥ってしまうなど状態が変化しやすい面があります。

では、周囲や社会からシャットアウトするのがいいのか、と思うかもしれませんが、それでは病院や入所施設での生活しか選択の余地がなくなってしまいます。そうした環境で誰よりも苦しんだのが自閉症の人たちです。自閉症の人たちこそ地域で当たり前の生活をしたい……そう願ってきたと思います。

しかし、自閉症には特有の特徴があります。したがって、地域の中でどう支援したらよいのかがわからない……ちょっと理解がむずかしいというイメージがあるかもしれません。

自閉症の支援には専門性が求められますが、自閉症を理解しようとする姿勢を大切にしていればむずかしいことばかりではありません。誰でも支援者になれます。

では、支援のヒントは？　自閉症の人は視覚から得る情報で覚えるのが得意で、記憶力も抜群です。ただし、個性には大きな幅があるので、アセスメントをしっかり行って特長や得意、不得意を明確にするのが重要です。強みを活かし、個性にあわせて支援内容を組み立てていけば地域での生活は充分に可能です。今では、言葉がまったくない重度の知的障害を伴っていてもグループホームで生活する人は増えています。

（2）自閉症で行動障害のある人たちのグループホーム…

重度の知的障害を伴い、行動障害のある人のグループホームにはどんなイメージがあるでしょうか。

新築か中古物件か、賃貸か・・いろいろなパターンがありますが、いずれにしてもグループホームには５ＬＤＫくらいの一軒家（２世帯住宅など）が適しています。４～５人での生活は負の集団刺激が少なく、配慮も行き届くことからきめ細かな支援が可能です。

特に、障害が重度で要求の訴えがむずかしい人ほど、入所施設よりもグループホームが適していると言えます。入所施設を出てグループホームで生活を始めると、パニックや行動障害が減少しています。

また、家庭でパニックをくりかえしていた人にもグループホームは適しています。地域社会はある意味、さまざまな刺激で満ちあふれています。一歩外に出ると毎日が変化に富んでいます。変化に弱くストレス解消の自己コントロールがむずかしい自閉症の人には、配慮の行き届いたグループホームの環境が適していると言えます。刺激だったことも時間をかけて取り組めば少しずつ受け入れられるようになるはずです。

生活が落ち着いていると、掃除、洗濯、調理など家事スキルの獲得に向けた取り組みや、プールや銭湯、買い物など余暇の取り組みも可能になります。外出の行き先を選択したり、外出先で食事メニューを選ぶ取り組みもできます。そうした取り組みにはコミュニケーションの支援も伴ないますので、さまざまなスキルを獲得することで自立に結びつきます。

生活の場が安心かつ快適な環境であれば、日中活動では本来の能力を発揮できるようになり、新しい作業にもチャレンジしていけます。こうして、生活全体に幅が出て充実し、地域にも溶け込んでいくことができます。

事例：Ｍさんのケース

激しいパニックや行動障害をくりかえしていたＭさん（男性・21歳）。言語はなく、不安定になると激しい自傷や他害があり、行動停止と多動という両面ももっています。学校時代は集団からの刺激が原因で不登校になりがちでした。卒業後は小さな作業所に通うようになりましたが、パニックは頻繁で家庭での生活は困難を極めました。睡眠など生活リズムも不規則で支援には困難を伴なっていましたが、3年前にグループホーム（2階建ての一軒家・賃貸住宅を改修・定員4名）での生活が始まりました。

視覚や聴覚が過敏なため、他の入居者からの刺激を軽減する目的で、居室と居室の間にあるリビングを大きなついたてで2分割し、階段の上がり口の扉と対面キッチン内の目隠しを設けるなど、視覚的な配慮を行い、トイレや浴室への動線も分か

りやすくシンプルにしました。

入居と同時に服薬も開始しましたが、薬に過敏なため、最低限の量で調整をくりかえすことになりました。当初は環境の変化から激しいパニックが心配されましたが、環境と服薬の相乗効果によって状態はまもなく安定に向かいました。生活リズムも規則正しくなり、作業所や自宅に帰省した時のパニックも減りました。

また、偏食も大きく改善しました。世話人がMさんの嗜好に合わせた食事を研究した結果です。グループホームだからできる配慮です。

入居して1年が経つ頃から、ついたての高さを低くしたり階段の扉を取り外すなど、環境の見直しがどんどん進められました。週に1回ですが、夕方からヘルパーと路線バスを使ってプールに行くことも始まりました。公共交通機関で地域の公共施設に出かけるサービスはグループホームだからできる取り組みです。

Mさんの通う作業所は昨年の秋に移転し、今までよりも大きな集団となりましたが、日中の環境に大きな変化があってもグループホームが心のよりどころとなっているためか、大きな混乱はなく現在に至っています。

2 建物の環境に配慮しているところ

（1）居室

何よりも、居室が安心できる場となるために、不安や不快に結びつく要因を減らします。

居室の配置は、発作の有無などによってスタッフルームとの位置を考えますが、相性を最も考慮します。一度関係が崩れると修復に時間がかかるため、例えば、発声や徘徊がある人が他入居者へ与える影響を考え、今後の関係性を見据えた配置を行います。

建物の1階2階両方に居室がある場合、ジャンピングのある方は1階の方が他の居室への影響が少なくなります。

居室に他の入居者が無断で出入りするとトラブルになりますので、居室のドアは内鍵のかかるタイプが望ましいです（内鍵をかけるトレーニングを行います）。

最近の夏は温暖化が原因か、北海道でも暑い期間があります。自閉症の人は温度（暑さ）や湿度に影響を受ける人がいるため、室内状態のチェックが適時必要です。比較的安価で取り付け簡単なウインドエアコンを設置することがありますが、発声が外部に漏れる点や防犯上の不安がありますので、各居室のエアコン設置はぜひ行いたいものです。

また、戸外の様子が刺激になる場合、何かが気になって無断外出してしまうケースもありますので、窓ガラスに視線の高さまでスモークフィルムを貼ることがあります。

時間の概念がなくて、一日のリズムを外の明るさや暗さで判断する人は、季節ごとに異なる日照時間が混乱の原因になるため、窓からの日差しを調整できる遮光タイプのカーテンなどを取り付けます。

以上のように、入居者に合わせて環境を整えますが、更に大切な工夫として欠かせないのが、テレビや音楽を楽しむ余暇コーナー、おやつのコーナー、室内運動のコーナー、衣類の整理整とんコーナーなど、各コーナーを明確にしてスケジュールを組み立てていくことです。

● 興奮した時、パニックになった時の空間確保

グループホームでは興奮やパニック、行動障害の頻度が減ります。ストレスがあっても居室の環境で概ね収束できているのが実態です。

ただし、居室にはカームダウンスペースの設置が望ましいです。ストレスがたまった時に、自ら避難できる空間があれば大きなパニックを回避できます。外部から遮断された空間をつくるには、暗くて狭い押入れをそのまま活用するか、中の棚を外して壁にクッション材を貼るなど、ぶつかってもけがをしない改造を行うことがあります。

事例に登場したMさんの場合は、押入れを改修して安全なカームダウンスペースをつくりました。使用頻度は年々少なくなっていて現在は年数回ほどですが、いつでも使用できるようになっています。

（2）共有スペース

基本的に一般住宅の仕様（壁や床の強度、ガラスの材質や強度、トイレ・洗面所・浴室・階段のバリアフリー面も一般的な仕様）で充分ですが、リビング、食堂などの共有スペースは相性を考慮した上で、ついたてやカーテンで仕切りをつくり、個別のスペースや個々の動線を確保することがあります。大きな仕切りが必要な場合は、本棚などの家具を利用するのもアイデアです。決まった時間だけ仕切りが必要な場合は、取り外しができるように軽くて折りたためるタイプが理想です。

また、トイレや浴室、洗面所は入居者同士のバッティングを避けるため、順番や使用時間の調整を行うなど、入居者同士の関係性が崩れない配慮が欠かせません。ただし、トイレはこもってしまうことによって他の入居者が使用できなくなるケースが多いため、2カ所設ける必要があります。2階建ての場合にはトイレと洗面所を1階2階それぞれに設けるのが基本です。

食堂の利用も相性によっては時間差をつける工夫が必要です。

飲水にこだわる人がいる場合は、蛇口やシャワーを元栓で調整できるような工夫が必要です。

以上のように、共有スペースの工夫箇所は入居者の特徴や相性によって大きく変わります。

（3）キッチン

世話人の調理姿や食物が刺激になることがありますので、出入りを調整できるように扉を設けることがありますが、こうした工夫をする上でもキッチンは独立したスペース（対面キッチンなど）になっているのが理想です。

食器洗いや調理実習で入居者が出入りする機会がありますので、包丁などの器具は安全な保管場所を設け管理方法を明確にするとともに、可能であれば調理器機も電磁調理器にしてけがや事故を防止することが必要です。

冷蔵庫内の食材やおやつが気になってしまう人がいる場合は、冷蔵庫の前にも扉（目隠し）を設置することがあります。

（4）その他

建物全体の安全性や防災面から、新築の場合は暖房をパネルヒーターにするのが望ましいです。

大人４～５名の洗濯物（衣類や寝具）を干すスペースも予想以上に必要です。衣類にこだわる人がいる場合は、衣類保管庫も兼ねた乾燥室を設けるのが理想です。

3 職員配置と運営の実態

夜間は１名の生活支援員が配置されます。自閉症への専門性が求められますので、一定の経験や研修を積んだ職員が必要です。

入居者は自閉症としての支援度合いが高い一方で、身辺自立も不十分なために身体の介護度合いも高く、入浴には洗体の介護が欠かせない状況です。特に、発作をもつ人の入浴には常時見守りが必要です。

あるグループホームでは入居者4名の入浴にかかるトータル時間が約1時間40分ですが、世話人が不在になる時間帯のため、入浴介助中にはグループホーム全体の把握が不十分になります。

重度知的障害で自閉症を伴い、行動障害のある人たちのグループホームが抱えるこうした問題に対してはホームヘルパーのサービスが可能になりましたので、入浴介助など個人単位でのヘルパー利用が進めば一定の改善がはかられると思います。このように、制度が前進しサービスの使い勝手は改善されてきましたが、その一方で制度の仕組みをよく理解しなければなりません。ヘルパーが入る場合はグループホームの報酬は一定額まで減額される仕組みなので、サービス導入の際には内容をよく検討しなければ運営が厳しくなる恐れがあります。

障害者自立支援法になってから運営の報酬が日割りになりましたが、入居者が帰省や入院などで不在になった分は原則、減収になります。各種加算も内容や期間が限定的です。体調や家庭の事情などには柔軟な対応が必要ですが、事業者、保護者ともに運営への影響について不安になります。

本来は、グループホームに２名の生活支援員が必要と訴えたいところです。サービスの使い勝手と支援体制づくり、それを保障できる報酬とのバランスを考えながら、安全で安心という基本の上に、自立を高める取り組みなどたくさんのニーズにこたえていけるグループホームをつくらなければなりません。

4 家族会でグループホームを建設し、資源を増やしている事例

札幌では、重度の知的障害で自閉症を伴う子どもをもつ保護者たちが、どんなに障害が重くても住み慣れた地域で暮らし、親なき後も安心した生活ができることを願い、その実現を目指してNPO組織「ダンディ NAライオン」をつくりました。NPOとなって２年がたち、現在の会員数は70名程度ですが、10名の障害者がグループホームで生活を始めています。

現在は、障害理解の啓発を主な目的として、地域でバザーを開催したりイベントに参加しています。その一方で、新たなグループホーム開設の要望が出たときに物件情報の収集や物件の確保、グループホームに必要な備品の寄贈など、さまざまなネットワークを利用して不動産屋的な動きも行っています。こうした活動は、自閉症支援に取り組む社会福祉法人との協力関係によってグループホーム開設の大きな原動力になっています。

保護者の中にはグループホームを開設するために自前で共同住宅をスタートさせた経験者もおり、共同住宅は現在、社会福祉法人のグループホームとして運営されていますが、家賃・食費・公共料金などの金銭管理の委託を受け、利用者負担が少しでも軽くなるような役割を担っています。

最近は公共料金をはじめ、食費、灯油代など生活に必需な物価全体が上昇し、グループホームの運営経費が圧迫されています。「ダンディ NAライオン」ではこうした状況を改善するために、家賃補助や公共料金の減免、各種サービス利用の拡大・充実について行政に積極的なはたらきかけを行っています。

月1回の定例会では福祉情勢の学習を欠かさず、年に数回は講演会（講師は行政・医師・弁護士など）も開催しています。こうした実践は、まだ小さい子どもをもつ保護者からも注目され加入者は増えています。

現在、新たなグループホームの計画もありますが、社会福祉法人に任せきりにせず、保護者ができることを模索しています。今後の「ダンディ NAライオン」は地域生活を充実するための事業を立ち上げる予定です。将来的にはグループホームの本格的な運営についても検討されることでしょう。未来につづく運動体としてますます期待が高まっています。

事例 2　障害のある人への居住空間への配慮

あおば生活ホーム・日本グループホーム学会運営委員　酒井比呂志・久保　洋

1 あおば生活ホームについて

あおば生活ホームは兵庫県西宮市にある「あおば福祉会」によって運営されています。設立母体は西宮市社会福祉協議会が運営する生活介護通所施設「青葉園」に通所している方の親御さんが中心になって1992年に発足した任意団体です。事業内容は「身体障害者生活ホーム」の運営、「支援者派遣事業」を行っています。

西宮市身体障害者生活ホーム制度は現在、西宮市の単独補助事業になっています。2007年度末で兵庫県身体障害者生活ホーム制度が打ち切られたためです。西宮市身体障害者生活ホーム（以下生活ホーム）の補助単価は現在のケアホームで言えば区分２相当の報酬単価になっています。

あおば生活ホームは現在４カ所の生活ホームがあります。入居されている方は、皆さん「青葉園」に通所されている方です。「青葉園」に通所されている方は、18歳以上の方です。非常に重い障害を持っておられる方が大半です。また、生活ホーム以外に一人暮らしをされている方もおられます。

生活ホームには親が高齢になられたり、主たる介護者である母親が亡くなったりされた方が定住されています。また、定住されている方以外に、期間を定めて体験入居する泊まり方も行っています。意思疎通が困難であると思われる方の場合、入居される方の体調や家庭の状況に合わせて期間を決めています。

場合によりますが、一泊二日から四泊五日くらいの体験入居から始め、それが年に２回になったり、毎月泊まるようになったり、人それぞれです。

土曜、日曜日を除いて、少ない週で９名、多い週は12名の方が生活ホームに泊まっています。「青葉園」には55名の通所されている方がおられますが、一人暮らしをされている方を除きますと、約25％の方が毎週、生活ホームで暮らしたり、体験入居されたりしていることになります。

「青葉園」は通所されている方にもよりますが、平日も通所できないで生活ホームに居残りをされる方が毎日のようにいます。毎日のように日中、職員を配置しなければならない状況では職員の労務管理などに課題は山積しているのも現状です。また、西宮市の生活ホーム制度の補助金だけでは足りないのが現状です。

2 重症心身障害、重複障害のある人への配慮と工夫

重症心身障害、重複障害のある人と言ってもさまざまな個性と障害の特徴があります。まず、入居される方の障害程度（区分ではありません）や意思疎通の方法、家庭で暮らしてきた生活体験等を配慮し、入居される方、一人ひとりに合せた仕様が望ましいです。

ここでは、寝たきりで意思疎通が困難な方の事例を取り上げていきます。

その中でも特に重要と思われるのは、家庭での生活体験です。家庭でどのような暮らし方をされてきたのかを詳しくご両親（或いは親族）から聞き取ることが重要です。

家庭環境はその人の生活や性格に深く影響があり、家族構成や家の間取り、日中、あるいは夜寝る時の部屋の様子、母親が添い寝していたか、一人で寝ていたか、等は参考になります。意外に思われるかもしれませんが、ベッドで寝ている方は少ないようです。

これは、てんかん発作があるとベッドからの転落が予想されるために使用を控えるようです。または家の構造上、家庭の習慣でベッドを置けなかったりすることによるものです。

当然、電動ベッドでの事故が相次いで報告されている昨今、できるだけ家庭での暮らし方に合わせるのが望ましいように思います。

ただ、呼吸器系に不安があり、傾斜をつけないと呼吸がうまくいかない人等の場合はこの限りではありません。気管切開や生命維持装置をつけて暮らしている方についても同様です。

また、季節に合せた寝具、寝巻き、あるいは服装等、詳しく聞き取ることで得る情報は、のちのちグループホームで暮らす上でとても重要なヒントを与えてくれます。

家庭での暮らしを聞き取る時には入居される方がどのような物を食べてきたか、その量はどれくらいか等の情報も入居される方の体調を維持する上では重要な情報です。

入居にあたり、食事形態や分量については、かかりつけの医師や管理栄養士の協力をいただき、ふさわしい食事形態や分量を聞いておくのが安心です。

グループホームに暮らすにあたり、気をつけたいのが「世間で暮らす同年代の方はどうなのだろうか」という視点だと思います。せっかく聞き取った情報ですが、服装や暮らしぶりは世間

の同年代の方とかけ離れては地域で暮らす意味が薄れてしまいます。

やはり、体調と相談しながらになりますが、親御さんでは足を踏み入れそうにないお店や服屋さんで流行の食事を摂ったり、買ったりするのも地域で暮らす楽しみであると言えます。気おくれする必要はないように思います。何度も通ううちに、通路に物を置かなくなったり、頼んだ食事が刻み食で出てきたり、という経験ができるかもしれません。

そして、上記のような準備が終わりますと、できれば少しずつグループホームという場所に慣れていく練習を始めるべきでしょう。スタッフの介護にも慣れていただきながら。

どんなに詳しい聞き取りをしても、着替える順番（上肢なら右手、左手）や風呂での洗い方までは、なかなか聞き取れないものです。入居される一人ひとりの方にスタッフの介護に慣れてもらうしか方法はありません。長年慣れ親しんだご両親の家という場所や介護から離れて暮らすには入居される方にもたくさんの苦労があるように思います。

我々の体験から言えば、グループホームで入居されている方が熟睡できて、体調を崩さなくなるまで、一年から二年かかるように思います。

グループホームで土日帰りの泊まりを始めてから、親御さんから「土、日は死んだように寝てる」という話をよく聞きました。考えてみれば、健常者と言われる方でも旅行すれば眠れないことはよくある話です。

場所に慣れ、介護に慣れないといけない入居者が眠れないのは当たり前と考えるのが妥当でしょう。

○いわゆる「寝たきり」で意思疎通が難しい方のグループホームの設備について、特に気を遣った点をいくつか上げたいと思います。

照明は、間接照明か照明カバーを付けます。寝た姿勢で過ごす方にとっては基本姿勢が天井を見ている姿勢になりますから、天井の蛍光灯を見続けることになります。

グループホームは個室が原則です。しかし、寝たきりの方に一人で寝ていただくことに抵抗を感じる親御さんも多いのが現状です。個室で、かつ気配が感じられるように、ドアに工夫を凝らすのが落とし所と思います。昔の襖（ふすま）のようなドアをつけると中の様子がよく伝わってきます。いろいろ試行錯誤してみてください。

予算的に可能なら、個室や居間に床暖房があれば理想的です。寝たきりの入居者は炬燵にも入れませんし、車椅子で暮らす方も同様です。

当然、気管支が弱い方が多いので各居室、居間等に加湿器が必需品です。風邪をひくと、肺炎や気管支炎になりやすいので、できれば常時50%～ 60%に湿度が保てる加湿能力があるものが望ましいです。

副腎皮質が弱く体温調整が苦手な方も多いので、各居室にはエアコンも当然備える必要があります。

風呂場には寝たままで身体を洗える洗い場と、「熱い」という意思表示がしにくい入居者のためにも手元で温度調節が可能なシャワーを取り付けることで火傷のリスクを減らします。浴槽は、身体を洗った水が入らないことや介助者の介助姿勢を考えて、洗い場とフラットにする完全埋め込み浴槽より、半埋め込みの浴槽の方が望ましいです。

トイレは、長座トイレという洋式トイレがイナックスから発売されています。座位保持がむずかしい方でも後ろから支える姿勢でトイレでの排泄が可能になります。

汚物洗いも取り付けることが望ましい設備です。常時オムツを付けている方も多いので汚物を洗い流せることはグループホームという集団での暮らしには必要だと思われます。

てんかん発作を持っている方が多いので、重積発作に備えて座薬の常備が要請されることが多く、冷蔵庫等で保管することになります。

事例3 NPO法人地域支援ネットワーク「きらり」の願い
～NPO法人運営のグループホーム、その経過ととりくみ～

ＮＰＯ法人地域支援ネットワークきらり理事　瀬川俊行

1 下宿屋としての立ち上げから NPO法人運営のグループホームへ

1991年、旭川市春光台の一角に、知的障害を持つ人たちの地域生活支援をしたいという目的で2階建ての住宅を建てました。１階には我々家族が住み、2階に障害を持つ人たちが住めるようにと考えました。階段を上がって右側が男性の居住スペース、左側を女性スペースとし、男性のスペースには個室３室、共有の居間、キッチン、バス, トイレを備え、女性スペースには、自分で炊事できるようにキッチンつきの個室2室に共有のバストイレを備えました。プライバシ―が守られ、かつ男性も女性もいて当たり前の生活ができるようにと考えました。

できるだけ収納スペースをとり、押入れの引き出しは前列、後列と仕切り、冬物・夏物と仕分けして入れるようにしたり、女性が使うキッチンは電気クッキングメーカーとしガスは使わないこととしました。火災に対しても安全に配慮し、火災検知器を設置し、１階の居間に受信機を設置しました。天井には初期の火災に対応できるように簡易スプリンクラーも設置しました。

我々夫婦は、当時公立の施設に勤務していたので食事のお世話をしてくれる人を頼み、下宿屋としてのスタートでした。そうはいっても、何かあったときには対応できるよう朝は一緒にお茶を飲み、健康チェックをして職場に送り出すことにしました。時々一緒に食事をして家庭的雰囲気を大切にしました。レクレーションとして、温泉に行ったり、海を見に行ったりドライブにも行きました。

1年目は男性だけでしたが、2年目に女性１人、男性3人となり、自由に外出もし、ときにはアルコールもたしなみ、和気藹々とアットホームな雰囲気を大切にし、グループホームとしての体裁も整っていきました。

入居者の収入は、２級年金65,000円プラス作業工賃１～２万円の人が多いので、生活費は家賃15,000円、食費１日1,000円、光熱水費10,000円、管理費5,000円で、概ね50,000円台で抑えるようにしてきました。残りは、土曜・日曜日の食事代、おこづかい、日用品費、衣服、健康保険代、医療費などの雑費として使っていますが、全く余裕のない生活です。特に風邪をひいたりけがをしたりして医療費が１万円を超えることもあり、貯金からやりくりすることもありました。医療費の３割負担は年金と作業工賃の収入では本当に辛い実態であり、せめて１割負担の減額などの公的な助成が必要だと思います。（減額、無料等の助成をしている自治体もあります）

土曜、日曜の食事は自分達でつくったりしていましたが、特定の人に負担がかかることもあり、状況によっては世話人さんが入って一緒につくるようにしてきました。メニュ―は自分達で決めるようにしました。焼肉、すき焼き、なべものに人気がありますが、予算も少なくやりくりをしての食事づくりをしています。昼食は、自分で食べることにしており、コンビニやスーパーで思い思いに買ってきます。ときには何人かで食堂に行き、ラーメンを食べたりしています。近くのコンビニには、協力をお願いしており、お金を出すときに「お願いのカード」を見せサポートしてもらっています。

余暇をどう過ごすかも課題で、平日は入浴、洗濯、整とんなど身の回りのことで忙しく、残った時間もテレビを見たりして過ごしていますが、土曜・日曜は予定をたてられない人がでてきました。外出に誰かがついていかなければならない場合には、デイサービスや、移動サービスなどの制度を使うようになっていきました。自力で行ける人は、一人旅をしたりと行動範囲も広がっています。

入居者からの提案で、「旭川働く仲間の会」という本人活動の会を立ち上げ、事務局として設立の準備をし、研修会やレクレーション活動などさまざまな活動をしています。第40回北海道手をつなぐ親の会全道大会本人部会を成功させ、北海道の障害者会議の委員や障害者施策推進委員会の委員としても活躍しました。グループホームは本人会活動の拠点でもあると思っていますので、入居者には積極的に本人活動に加わってもらっています。

「いつまでも下宿屋でいいのか」という課題を感じながらの運営でしたが、NPO法人による運営が認められるようになり、NPO法人認可の手続きをすることにしました。法人の目的は、「誰もが主体的にいきいきと安心して生活できるよう、地域における生活支援体制を整備し地域福祉に寄与すること」です。

2004（平成16）年11月にいろいろな書類をつくり理事、監事等を明記し、何とか申請し、１ヵ月以上の期間を経て認可されました。理事、監事には、元施設長、社会福祉法人の役員経験者、障害児のお母さん、民生委員、社会福祉士、本人の会事務局長、私が就任しました。NPO法人の活動としてグループホーム、児童デイサービス事業の運営、本人・地域生活支援活動の推進、子育て支援などが明記されました。

2 ＮＰＯ法人が運営しているグループホームの支援について

2005（平成17）年４月には旭川で初めてのNPO法人によるグループホーム「せがわホーム」が認可されました。「バックアップ施設として、社会福祉法人の施設から協定書をもらいなさい」「協力医として医療機関から同意書をもらいなさい」「世話人、支援員を雇用しなさい」等々関門がたくさんあり奔走しました。

NPO法人として活動するために、隣接していた土地にもう１軒グループホームを建てました。諸々の準備を行い、行政と調整をしていくうちに、５部屋のうち１室は共有のスペースとしてくださいと言われ、４室しか居室がとれないこととなりました。

2006（平成18）年4月に認可されましたが、新しいグループホームはワンルーム型で、4室全てバス・トイレ付です。そのため入居者は、自室に洗濯機と小さな冷蔵庫を置いており、快適な生活をしています。これからのグループホームは、このようなスタイルで行くべきだと思っています。

名前は入居者の意見により「わん」としました。初めの一歩とか、みんなが好きな犬のワンをもじってつけたものです。その新築のグループホームは、2階建ての建物で、1階は児童デイサービス事業を行っており、平日の午後は学齢児の元気な声が響き渡っています。現在、正確には「共同生活介護事業（ケアホーム）」の利用者が10名と、「児童デイサービス事業」の利用者が50名程います。

NPO法人としてこの事業を展開することにより、さまざまなことを考えさせられました。

障害者本人の地域生活と自立について、自宅での生活は地域で生活することにはなるが、必ずしも自立にはつながらないと思います。自立という視点に立って自宅で生活している人たちはどのくらいいるのでしょうか？　普通に社会生活している人も、ある年齢に達すると親から離れて自立します。彼らもそうあるべきだと思います。親から離れることにより、精神面においても生活面においても、自立度が大幅に上がることになります。つまり、自分のことは自分でする、ということが当たり前になり、日常生活の組み立てや計画的な買い物・お金の使い方なども学んでいけます。自分で買い物をすることから、千円札と百円玉10枚は同じであることがわかるようになったり、一人で寝るのが淋しかった人も自分の部屋での過ごし方を覚えたり、一人でバスに乗って買い物ができるようになったり、ラーメンを食べに行ったりするようになります。

今、障害者が地域で生活することが当たり前のようになりつつありますが、更に自立ということを考えると、親が若くて元気なうちにぜひ自立させるべきあると思います。自分の側にいてほしい、という親のエゴで子どもの自立を阻んではならない。親の方が先に天に召されることはハッキリしているのだから。

おいしい食事を食べさせたい、しかも安く仕上げ、余ったお金で、誕生会や忘年会・新年会に回し豊かな食生活を実現させたい、献立は栄養士さんにきちんとつくってもらったものにしたいなど、職員の間でもいろいろな希望が出てきました。カロリー計算がされ、メニューも豊富で、人材にも恵まれ実践されていきました。しかし世話人さん泣かせで、「どうやってつくるの？」と栄養士さんに何回も聞き、でもできあがるとおいしいこと、珍しいこと、我が家で作るのとは全く違って、時々おすそ分けをいただくことも……。漁夫の利であります。

従来のグループホームは入所施設を持っている社会福祉法人が運営していたため、グループホームに入所者を出しても、施設本体に入る人の数は変わらない。しかし我々の目指すところは、施設中心の施設福祉ではなく地域福祉であり、あくまでも地域で自立した生活をするということです。そうはいっても、障害者自立支援法の下に自立を進めていくことは大変な状況でもあります。特に、NPO法人という弱小の法人が進めていくことには大きな問題点が横たわっています。障害者の自立をていねいに組み立てていくと、グループホームで働く者の経済的自立がむずかしくなってきます。要するに、日中の就労支援等に比べると、生活の場であるグループホーム・ケアホームは、風邪など病気への対応と医療機関への付き添い、一人で行動ができるような生活の組み立て（買い物・休日や余暇の過ごし方）、更に夜間支援体制が必要であり、さまざまな支援が必要であるにもかかわらず単価が低すぎます。だから人数の多いグループホームができるのも無理のないことと思います。我々は決してめざしませんが！

また障害が重くても、地域で自立した生活ができるような支援体制の実現をめざして、きめ細かな配慮をし、スケジュールを紙に書いたり、絵や写真を使って見通しを明確にする等の支援に努めています。

ただ快適なだけではなく、安全に配慮し、万一を常に考えなければならないと思います。自由にはリスクが必ず伴い、常に点検し、万全を期さなければならない。特に自分のリズムへの配慮が重要で、入居者の生活のリズム、バランス、コントロール、この原則を常に考慮し、仕事、余暇、人間関係、生活などでいろいろな組み立てをし、明るく、楽しく、喜ばれる支援をしていきたいと思っています。

3 利用する人への居住空間の配慮

せがわホームは女性も男性も生活し、一見普通の暮らしとして、共同で楽しく暮らしているように思っていました。６畳一間の部屋があり、収納も配慮され、鍵もかけられるようになっており、プライベートも守られていると。しかし3人の男性空間であっても、お風呂に入るにも、洗濯をするにも、順番を待ったり、余計な気を遣ったり、自分のペースで暮らせなくて不満を漏らす人もでてきて、調整したりすることが必要となってきました。

順番を決めたり、ルールを決めたりしているうちに、やはりバストイレつきの部屋「ワンルーム型のグループホーム」の必要性を強く考えるようになりました。入居者の中には、音に対して過敏な人がいて、ちょっとした物音で、うるさい、眠れなかっ

たと不満を漏らす。たった3人であろうと4人であろうと自分のペースを合わせられない人がいます。特に最近は自閉的傾向のある人が増え、他者と合わせることが苦手だったり、自分のペースが組み立てられなく、生活のリズムをつくれない人がいます。生活の豊かさや潤いは充実してきましたが、自己の空間の確保が課題となってきました。

NPO法人が認可され、1階に児童デイサービス事業所を、2階にグループホームを造ろうという計画がなされたとき、バストイレつきのワンルーム5部屋の図面を一生懸命書きながら、「バストイレ一緒のホテル形式にしようか、いや狭いし汚すから別々にしたほうがいい」「2階なので風通しをよくしないと」と窓の位置に配慮し、「ベッドを置く空間はここに」「オール電化にしてうまく使えるだろうか」「洗濯機はここにしよう」「冷蔵庫を置く場所はいるか」等々スタッフと検討が行われました。楽しい時間でした。

2006（平成18）年4月認可されたグループホーム「わん」は、こうして十分に配慮された空間となりましたが、家賃を15,000円程度に抑える(どうしても無理で誰かが被っている現状ではあるが)ためには最低の広さでした。入居者は一応に快適と満足してくれましたが、電気温水器を使いこなせなくてぬるいお湯が出たと流してみたり、いつまでもシャワーを使っていたり、トイレを汚して後始末をできなかったり、居住空間の自己管理が大変で、世話人や支援者がこまめに入って掃除や整理をするため、パートさんを雇用したり、人件費の捻出に苦労しています。

本人主体で、快適で、本人のリズムが守られ、本人にわかりやすく、本人が納得する支援をすることが原則であると考え、また普通の暮らしは最終的にはアパート生活であるという理想も一方にあり、2007（平成19）年の夏、療育型の児童デイサービス事業所を作るという計画が浮上した時、2階にアパートを2戸つくることにしました。2人住むと既存のグループホームに定員を増やして運営できると自立支援法にうたわれていると勘違いし、10.5畳のワンルーム4.5畳、12畳の1LDKにし、建築基準法の改正で3ヵ月も遅れてできあがり、認定手続きの書類を持っていくと、共有の居間がないとだめだと言われました。食事は隣接の事業所の食堂で食べられるし、交流もでき、くつろげる空間はあると主張しても、同じ所に食事をしくつろげる共有の空間がなければならないと譲歩してくれません。しぶしぶ図面を変更し、居間をつくり、予算もオーバーして完成しました。

本当に普通のアパートで、快適で住みやすく、今度家族を呼んで食事をしようね、何人か呼んで食事できるねと話も弾んだりします。

建設中に、スプリンクラーの義務化の法律変更がなされ、補助金も出るという情報が流れ、急遽スプリンクラーが設置できるように変更しました。ケアホーム「わん」もスプリンクラーが設置できるよう一緒に助成金の申請をしました。

NPO法人きらりの課題は重いと思います。(1)重度・高齢者対応のバリアフリーで、ゆったりした空間と介護・看護の人的支援のできるケアホーム(2)障害の状況にきちんと対応のできる日中活動、就労支援の場所の確保(3)個人のニーズに対応する余暇活動の支援（移動支援、ガイドヘルパーの活用など）、そのほかさまざまな課題が山積しており、厳しい現実が待っているのもまた事実です。自閉的傾向の強い人、身体障害を伴う障害の重い人も入りたいと希望されています。法人の機能を強化し、関係機関と連携し明るい未来をめざしたいと思います。

事例4　ケアホーム野ぶどうの実践

(社福)伊達コスモス21　ふみだす　大垣　勲男

はじめに

「野ぶどう」が開設されている伊達市は、北海道の南西部に位置する人口３万７千人の農業と漁業を基幹産業とする地方都市です。この伊達市に約390人の知的障害のある方が町で働き、町で暮らしています。伊達市内を中心に隣接する４つの町の53事業所では、162人が企業就労し、市内の３法人が運営する就労移行・就労継続Ｂ・生活介護・地域活動センター等４つの福祉サービス事業所に228人が通い、355人が108カ所のケアホームやアパート等で暮らしています。1994年には知的障害者の地域移行や地域生活支援の取り組みが評価され、第１回バンク・ミケルセン記念賞を受賞した伊達市です。

このような町伊達市に、平成17年12月１日、重度重複障害者が利用できるユニバーサル設計のグループホーム「野ぶどう」が開設しました。

1　重度重複障害があっても地域生活を

法人が重度重複障害者の地域生活に取り組むことになった契機は、伊達肢体不自由児者父母の会からの『伊達のノーマライゼーションは本物ですか？　私達の子どもには養護学校卒業後に通う場もないし住まいもない!』という深刻な訴えからでした。

（１）知的障害者通所授産施設に日中活動班「てくてく」を設置

2003（平成15）年度、伊達市に新しい社会福祉法人を設立し知的障害者通所授産施設を開設する動きがありましたので、通所授産施設「ふみだす」でこの深刻なニーズを受け止めていくことになりました。平成15（2003）年10月「ふみだす」開設と同時に重度重複障害者の日中活動班「てくてく」を設け、通所授産施設の指定要件にはない浴室を整備し、入浴サービスの実施や経管栄養等日々の医療行為に対応するための看護師の配置、施設からの業務委託としてＰＴの訪問リハの実施等を開始しました。

日中の活動内容としては、20名のボランティアに支えられて読み聞かせや音楽活動、舟釣りや海遊びなど屋外レクを取り入れていきました。

知的障害者通所授産施設としての看板を挙げながら重度重複の利用者を受け入れてきましたが、2007（平成19）年４月に「ふみだす」を障害者自立支援法の多機能型に移行し、生活介護事業の指定を受けました。

（２）重度重複障害者が利用する待望の「野ぶどう」を開設

「ふみだす」で重度重複障害者の日中活動を受け入れた後、今度は住まいとしてのグループホーム「野ぶどう」を2005（平成17）年12月に新築で開設。障害者自立支援法のグランドデザインが世に出て間もない2004（平成16）年度後期に法人として整備を決議しました。理事会では満場一致で賛成されましたが、ニーズに応えてこそ福祉の醍醐味であること、養護学校の教諭が日常の介助を行っている事実、そして親御さんが養育している事実から私達福祉従事者にできないわけはない、できないとしたらそれは福祉制度が未熟だからであり、正しい実践を行っていれば必ず制度は追いかけてくる、それまでの不採算は他の事業から補填していこう、と理事会で説明しました。

とにかく、グランドデザインに新しく登場した新メニュー「ケアホーム」に期待し、「野ぶどう」の開設に取り組んだわけです。開設に向けて最も力を入れたのは人材の確保と養成でした。入居予定者が養護学校在籍時代にスタッフを学校に派遣し、学校で行われている介助・支援を徹底取材するとともに、人材育成については、開設８ヵ月前から一人ずつ採用し「ふみだす」に配置しながら養成していきました。

（３）利用者の成長と変化

「野ぶどう」の利用者全員が個人単位のホームヘルプサービスを利用しています（平日7.5時間、休日13.5時間）。ケアホーム「野ぶどう」は、生活支援員に替えて１対１の居宅介護（身体介護、重度訪問介護、行動援護）を利用していますが、この手厚さはもちろん入所施設や養護学校を越えています。この人的手厚さを介助と介護だけに費やすのではなく、今まで確保できなかった本人の成長や発達への支援に向けることによって、確かに各自の成長と変化に繋がっていきました。「笑顔と発声（喃語）が増えた」「意思表示が増えた」「トイレでの排泄が増えた」「入浴するようになった」「自傷や興奮が減った」「他者に対して興味関心が高まった」という評価が家族や高等養護学校の先生から寄せられるようになりました。

①野ぶどうの概要

開設月日・定員	平成 17 年 12 月 1 日（支援費制度最後の年）、定員 9 名
立地場所	新興住宅地に隣接、土地300坪、伊達日赤まで1.2キロ、消防署（救急車）まで1.5キロ、ふみだすまで1.2キロ（晴れた日は車椅子で徒歩通所、雨天・冬場は車椅子送迎車利用）
建物・居室	一部二階建て床延面積137.5坪、全館バリアフリーのユニバーサル設計、ホームエレベーター、セントラルヒーティング、32畳のリビング、障害程度に応じた６つの多目的トイレ、洗濯乾燥室、36畳の２Ｆベランダで焼き肉、庭には車椅子用いちご畑、居室は10畳に納戸と車椅子用洗面台、自動火災報知器整備
整備費	7,500万円（自己資金３千万、借入2.5千万、補助金２千万）
支援スタッフ	常勤世話人２名＋常勤ヘルパー 12名＋登録ヘルパー６名／宿直は２名体制
利用者	９名全員が障害程度区分６、うち重度障害者等包括支援対象者８名 身体との重複障害６名、強度行動障害３名、全員が個人単位のホームヘルプサービス利用（月平均300時間の支給量）
その他	毎月避難訓練実施

②野ぶどう利用者

氏名	年齢	障害程度区分	重度包括	療育手帳	身障手帳	居宅介護	備　　考
A	23	6	○	A	1-1	300h	原発性免疫不全、脳性麻痺、四肢麻痺、てんかん、言語障害、胃ろう術施行、気管切開、車椅子使用
B	21	6	○	A	1-1	285h	水痘症、てんかん、脳幹上部腫瘍 四肢麻痺、言語障害、車椅子使用
C	21	6	○	A	1-1	290h	四肢機能全廃、てんかん、 言語障害車椅子使用
D	21	6	○	A		292h	強度行動障害、言語障害、てんかん ヘッドギア使用
E	21	6	×	A	2-3	290h	滑脳症、てんかん、ヘッドギア使用四肢麻痺、車椅子使用
F	36	6	○	A		250h	強度行動障害、言語障害、てんかん 歩行機能に障害有り場面車椅子
G	21	6	○	A	1-1	349h	両下肢障害、視力障害（右義眼・左光覚程度）、重度難聴、車椅子使用
H	20	6	○	A	1-3	292h	強度行動障害、小頭症、脳性麻痺、体幹機能障害、重度難聴
I	20	6	○	A	1-2	300h	四肢麻痺、脳性麻痺、てんかん ウエスト症候群、車椅子使用

2 重度重複障害のある方が地域で暮らすための条件整備

（1）重さに対応する十分な人手と人件費の確保

障害者自立支援法は、その理念とスローガンに制度の内容も予算も追いついていないのが現状だと思います。経過的居宅介護利用型ケアホームも重度障害者等包括支援も二階に上がって届かない梯子を用意されたようなものの感があります。徐々に制度が後追いしてきていますが、不足の部分は援護の実施者である市町村が被っている実情にあることが下記の表でもわかると思います。

経過的居宅介護利用型ケアホーム時代は、ホームヘルプを使うことによりケアホームは日額142単位であり、ケアホームとしては常勤２名の世話人に支給する人件費にも満たない状況でした。2007(平成19年) ４月からケアホーム月額単価98,700円は、個人単位の居宅介護利用者単位200（５％減額）+97（夜間支援体制加算）+32（小規模夜間）の30日分となりました。この時点でようやく世話人及び夜間支援体制経費（宿直手当）が賄えましたが、これは、恥ずかしながらの定員９名のスケールメリットであり、定員４～５名ならやはり苦しい経営状況になるものと思われます。

重度障害者等包括支援については、455,000円という国庫負担基準額が市町村にとって支給上限額の天井基準となりうるほか、利用者の態様によってサービスのトッピングができる利点を唱っていますが、残念ながら当地域に「野ぶどう」の利用者に対応できる指定事業者がないのが実情です。

2008（平成20）年度から通所系の日額報酬単位やケアホームの特別加算などが予定されており、金額的にはようやく支援費時代に戻ってきましたが、2008（平成20）年４月の月額計854,430円のうち、国が約220,000円、道が111,000円、市町村が521,000円となっており、障害の重さへの対応は一方的に市町村に負担を強いており、障害者自立支援法のスローガンとは乖離した制度としての未熟さを露呈している状況です。

（2）日々の医療的ケアと訪問看護との連携

「野ぶどう」にはＳ・Ｋさんという23歳になる日々の医療的ケアが必要な青年が利用しています。Ｓ・Ｋさんは2006（平成18）年度に誤嚥性肺炎から５ヵ月間の入退院を繰り返し気管切開と胃ろう術を施行しやっと「野ぶどう」に帰ってきました。

退院後、毎日随時必要となる吸引と一日５回の胃ろうの対応をどうしようかと家族と支援スタッフは心配しました。訪問看護は制度上一日３回週３日が原則となっておりＳ・Ｋさんの場合は不足します。しかし、2004（平成16）年10月には医政局通知により養護学校の教員に特別な体制をとることにより吸引・胃ろう・導尿への対応が認められました。さらに2005（平成17）年３月には家族以外の者に吸引が認められる通知が出されまし

●Ｓ・Ｋさんのサービス利用月額

	一人月額計	通所（通授→生介）	ＧＨ・ＣＨ	居宅介護
支援費	856,990	158,620（通授・区分Ａ）	105,900	592,470
経過的ＣＨ	640,830	158,620（通授・区分Ａ）	42,600	439,610
19年４月	682,980	173,580（生介・報酬Ⅳ）	98,700	410,700
20年４月	854,430	181,500（生介・報酬Ⅳ）	128,700	544,180（280h）
重度包括	455,000	231,000（6h×22日）	133,200	90,800（残額）

た。このことから「野ぶどう」では14名のヘルパー全員がＳ・Ｋさんの主治医から吸引に関する技術講習を受けるとともに、家族と同意書を交わし随時必要となる吸引に対応しています。一方毎日５回必要な胃ろうへの対応は、主治医の特別指示書により毎日２回は訪問看護を利用し、日中の２回は生活介護事業所「ふみだす」に配置になっている看護師が対応、夕方の１回については病院を退職された看護師のボランティアによって対応しています。

日々の医療的ケアが必要な障害の重い人の地域生活では、医的行為の法的規制等があり地域生活そのものの阻害要因になっています。2004（平成16）年に養護学校に出された通知と同等の条件で社会福祉現場に対しても規制緩和の通知が必要と思われます。

（３）日中活動の場とケアホーム・ホームヘルプとの連携

重度重複の障害のある人の日々の生活では、体調の変化や心身の状態を日中活動事業所とケアホーム、そしてホームヘルプのスタッフがきめ細かく引き継ぎし共有することが大切です。また、急な体調の変化による「ふみだす」の早退や通院に対応するため、ヘルパーの勤務は柔軟に調整できる体制をとっておく必要があります。

（４）意思表示を利用者と支援者と家族が共有することの大切さ

「野ぶどう」には、ゆったりとした時間が流れています。支援者側の一方的な介助・介護ではなく、時間をかけ利用者の要求に応じた介助と介護をめざすことを徹底してきました。そのことがいかに利用者のＱＯＬを高め成長を促すことに繋がったかは、二年間の利用者の変化が証明しています。私たちは彼らから「要求すれば叶う」ということを奪っていたのかもしれません。

（５）五感に働きかける体験を豊富に

「野ぶどう」の利用者のように障害の重い人は、私達のように文字や言語・インターネット等で情報を得ることがむずかしい人が多いわけです。また、人によってはまもられすぎて育ち、私たちが普通に体験してきたを体験していない面があるように感じられます。だからこそ、舟遊び、磯遊び、渓谷や自然林の散策、手湯・足湯と花火鑑賞等、自然を五感で吸い込む取り組みを積極的に実施してきました。「ふみだす」への通勤も車椅子送迎車を使う方が早いのですが、道ばたの四季を感じていただくためなるべく徒歩で通勤しています。

おわりにかえて

「野ぶどう」は支援費制度から障害者自立支援法への端境期に開設しました。自立支援法は施行前から介護保険との統合が囁かれており、介護保険下のケアホームになると定員９名でないと経営がむずかしくなるのではないかという予測から９居室を設け、しばらく６名で運営していましたが、近隣市町村からの強い入居希望により昨年とうとう満床になってしまいました。早急に利用現員を減らしていく予定でいます。また2007（平成19）年11月には重複障害のある方も利用可能（二部屋が「野ぶどう」の居室と同じ）な二つ目のケアホーム「かりんず」を開設したことを追記しておきます。

障害者自立支援法に新しく登場したケアホームも重度包括支援も、制度としての完成度は高く評価できません。しかし、「野ぶどう」を実際運営してみて、障害の重い人達の地域生活を阻害しているのは、制度なのか、市民の不理解なのか、それとも私たち福祉現場の意識や既成概念なのかわからなくなってきました。ともかく、時代や制度が変わろうともニーズにしっかり応えていくのが福祉屋の醍醐味だと思います。制度というものは後追いするもの、いま目前のニーズに応えないと彼らの人生に間に合わないと考えてしまいます。

資料 1　指定基準：必要な人員、設備及び運営の概要

【共同生活介護／共同生活援助】

項　目	基準の概要
世話人	指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上。 ＊指定共同生活援助事業所は、利用者の数を10で除した数以上。 ＊一体型指定共同生活介護事業所等は、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上。 （例）利用者を12人とし、当該指定共同生活介護事業所における常勤の勤務時間を１週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活介護の提供に従事する勤務時間の延べ数を、１週間の間に、40時間×（12÷６）人＝延べ80時間以上確保する必要がある。
生活支援員	指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。 ① 障害程度区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 区分6に該当する利用者の数を2．5で除した数 （例）利用者を12人（区分６が２人、区分５が４人、区分４が６人）とし、常勤の勤務時間を１週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活介護の提供に従事する勤務時間の延べ数を、１週間の間に、 ・区分６：40時間×（２÷2.5）人＝32時間 ・区分５：40時間×（４÷４）人＝40時間 ・区分４：40時間×（６÷６）人＝40時間 延べ合計112時間以上確保する必要がある。 ＊指定共同生活援助事業所は配置不要です。
世話人及び生活支援員の要件等	① 世話人及び生活支援員は知的障害者福祉及び精神障害者の福祉の増進に熱意があり、知的障害者及び精神障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。 ② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活介護事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活介護の提供に必要な員数を確保するものとする。
サービス管理責任者	① 利用者の数が30以下１以上 ② 利用者の数が31以上利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。 また、基準附則第17条の規定により、平成21年３月31日までの間、指定共同生活介護（共同生活援助）事業所の入居定員（一体型共同生活介護事業所又は一体型共同生活援助事業所にあっては、これらの事業所の入居定員の合計）が９人以下の場合については、サービス管理責任者を置かな

項　目	基準の概要
	いことができるものであること。この場合、サービス管理責任者が行うべき業務については、指定共同生活介護事業所の管理者が行わなければならないものとする。 ＊ サービス管理責任者と他の職務との兼務について 指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活介護事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活介護事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。 ＊ 上記における利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
職務の専従	従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
管理者	① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。（事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） ② 事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護（共同生活援助）を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。
設備に関する基準 **設備**	① 指定共同生活介護（共同生活援助）に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。 ② 指定共同生活介護（共同生活援助）事業所は１以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は４人以上とする。 ＊ 事業所の単位 　指定共同生活介護事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する１以上の共同生活住居を指定共同生活介護事業所として指定することとし、当該指定共同生活介護事業所における共同生活住居の入居定員の合計が４人以上でなければならないものとする。 　なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活介護事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。 ③ 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。 ④ 共同生活住居は、１以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。 　「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、１以上のユニットを設ける

項　目	基準の概要
	ものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。 ⑤ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。 ⑥ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。 ア　1の居室の定員は、1人とすること。(ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。) イ　1の居室の面積は、収納設備等を除き、7．43平方メートル以上とすること。 ＊ ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとすること。また、その広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。 ＊ 居室の定員については、1人とすること。ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。 なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。 ＊ 居室の面積は、7.43平方メートル(和室であれば4.5畳)以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。 ＊ 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。
運営に関する基準 **内容及び手続きの説明及び同意**	(1)事業者は、支給決定障害者が当該サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 (2)事業者は、社会福祉法第77条の規定(利用契約の成立時の書面の交付)に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由がなく当該サービスの提供を拒んではならない。
連絡調整に対する協力	事業者は、当該サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
受給資格の確認	事業者は、当該サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。
介護給付費(訓練等給	(1)事業者は、当該サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合

項　目	基準の概要
付費）の支給の申請に係る援助	は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 （２）事業者は、当該サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費（訓練等給付費）の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。…
心身の状況等の把握	事業者は、当該サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
指定障害福祉サービス事業者等との連携等	（１）事業者は、当該サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （２）事業者は、当該サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
サービスの提供の記録	（１）事業者は、当該サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該サービスの提供の都度記録しなければならない。 （２）事業者は、（１）の規定による記録に際しては、支給決定障害者から当該サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。
入退居	（１）指定共同生活介護（共同生活援助）は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。 （２）事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 （３）事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。 （４）事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
入退居の記録の記載等	（１）事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護（共同生活援助）の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しなければならない。 （２）事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。
事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	（１）事業者が、当該サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られている。 （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。（ただし、次の（１）から（３）までに掲げる支払に

項　目	基準の概要
	ついては、この限りでない。)
利用者負担額等の受領	(1)事業者は、当該サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 (2)事業者は、法定代理受領を行わない当該サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。 (3)事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、当該サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けることができる。 ① 食材料費 ② 家賃 ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④のほか、当該サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの (4)事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。 (5)事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。
利用者負担額に係る管理	事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該事業者が提供する指定共同生活介護(共同生活援助)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護(共同生活援助)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。 この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
介護給付費(訓練等給付費)の額に係る通知等	(1)事業者は、法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費(訓練等給付費)の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費(訓練等給付費)の額を通知しなければならない。 (2)事業者は、法定代理受領を行わない当該サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した当該サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。
取扱方針	(1)事業者は、個別支援計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、当該サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。 (2)事業所の従業者は、当該サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

項　目	基準の概要
	（3）事業者は、その提供する当該サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
個別支援計画の作成等	（1）事業所の管理者は、サービス管理責任者に当該サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 （2）サービス管理責任者は個別計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 （3）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。 　この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 （4）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、当該サービスの目標及びその達成時期、当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。 　この場合において、当該事業所が提供する当該サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。 （5）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 （6）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 （7）サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付しなければならない。 （8）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。 （9）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 (10) 個別支援計画に変更のあった場合、(2)から（7）に準じて取り扱うこと。
サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を

項　目	基準の概要
	行うこと。 ④ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。
相談及び援助	事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
介護及び家事等《共同生活介護》	（1）介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 （2）調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。 （3）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。
家事等《共同生活援助》	（1）調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。 （2）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。
社会生活上の便宜の供与等	（1）事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。 （2）事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行行わなければならない。 （3）事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
緊急時等の対応	従業者は、現に当該サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
支給決定障害者に関する市町村への通知	事業者は、当該サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに当該サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。
管理者の責務	（1）事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。 （2）事業所の管理者は、当該事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第8章(14章)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

項　目	基準の概要
運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 指定共同生活介護（共同生活援助）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項
勤務体制の確保等	（1）事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護（共同生活援助）を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 （2）（1）の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護（共同生活援助）の提供に配慮しなければならない。 （3）事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活介護（共同生活援助）を提供しなければならない。（ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。） （4）指定共同生活介護事業者は、（3）ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 （5）事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
支援体制の確保	事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
定員の遵守	事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。 （ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）
非常災害対策	（1）事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 （2）事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
衛生管理等	（1）事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は

項　目	基準の概要
	衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 （２）事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
協力医療機関	事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
秘密保持等	（１）事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 （２）事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 （３）事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。
情報の提供等	（１）事業者は、当該サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 （２）事業者は、当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。
利益供与等の禁止	（１）事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 （２）事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
苦情解決	（１）事業者は、その提供した当該サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 （２）事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 （３）事業者は、その提供した当該サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活介護事業所（共同生活援助）の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 （４）事業者は、その提供した当該サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が

項　目	基準の概要
	行う報告若しくは当該サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 （５）事業者は、その提供した当該サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 （６）事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。 （７）事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。
事故発生時の対応	（１）事業者は、利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 （２）事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 （３）事業者は、利用者に対する当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
身体拘束等の禁止	（１）事業者は、当該サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行ってはならない。 （２）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
地域との連携等	事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
記録の整備	（１）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 （２）事業者は、利用者に対する当該サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。 ① 個別支援計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

資料 2　障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

障発第1206002号
平成18年12月6日

各都道府県知事殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

障害者自立支援法による療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助並びに施設入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）において規定されているところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」（以下「その他の日常生活費」という。）の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成18年3月31日付け障発第0331018号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

1「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

(1)「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。

(2) 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

(3)「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。

(4)「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。

(5)「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこ

と。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

3「その他の日常生活費」の具体的な範囲

(1)利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
(2)利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用

4 留意事項

(1)3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

(2)3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

5「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

(1)責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
(2)適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
(3)利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。

7 特定旧法指定施設における日常生活に要する費用の取扱いについて

特定旧法指定施設における指定旧法施設支援の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）及び整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)において規定されているところであるが、その具体的な取扱いについては、上記1から6までの規定に準じた取扱いとすること。

資料 3　共同生活介護（ケアホーム）モデル運営規程

※この運営規程は参考例です。各事業所の状況に併せて適宜変更してご利用ください。　　で囲んだ部分については必ず各事業所用に修正又は削除が必要です。また、見出しに★印のついた条項は必ず記載が必要ですので、ご留意ください

ケアホーム△△△△運営規程

第1条（事業の目的）★

この規程は、社会福祉法人〇〇会が開設するケアホーム△△△△（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである共同生活介護（以下、「共同生活介護事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）★

事業所は、共同生活介護を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

2　事業所は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

3　共同生活介護の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称　ケアホーム△△△△

（2）所在地　滋賀県〇〇市〇〇町〇〇番地

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）★

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者　　1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（2）サービス管理責任者　　1名（常勤職員）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。

（3）世話人　　3名（常勤職員1名、非常勤職員2名）

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

（4）生活支援員　　4名（常勤職員2名、非常勤職員2名）

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うものとする。

その他の職種の従業者がいる場合は、適宜記載してください。

第5条（共同生活介護を提供する主たる対象者）★

事業所において共同生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）知的障害者

（2）精神障害者

第6条（入居定員）★

入居定員は、7人とする。

第7条（共同生活介護の内容）

事業所は、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡･調整、財産管理等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

第8条（利用者から受領する費用の額等）★

共同生活介護を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

２　事業所は、前2項の支払を受けるほか、共同生活介護において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

（1）家賃　月額○○○円

（2）光熱水費　月額○○○円

（3）食材料費　月額○○○円

（4）日用品費等　月額○○○円

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

４　第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

第9条（入居に当たっての留意事項）★

利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

（1）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

（2）火気の取り扱いに注意すること。

（3）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（4）その他管理上必要な指示に従うこと。

第10条（緊急時等の対応）

共同生活介護の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

第11条（苦情解決）

事業所は、その提供した共同生活介護に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

第12条（非常災害対策）★

事業所は、非常災害等に関する具体的な計画をたて、非常災害等に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、消火器の設置等に努めるものとする。

第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）★

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発･普及するための研修の実施

第14条（その他運営についての留意点）★

事業者は、適切な共同生活介護が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修　　採用後3か月以内

（2）継続研修　　年2回以上

2　従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

3　雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4　事業所は、利用者に対する共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。

第15条（委任）

この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人△△会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

資料 4　共同生活援助（グループホーム）モデル運営規程

※この運営規程は参考例です。各事業所の状況に併せて適宜変更してご利用ください。　　で囲んだ部分については必ず各事業所用に修正又は削除が必要です。また、見出しに★印のついた条項は必ず記載が必要ですので、ご留意ください

ケアホーム△△△△運営規程

第1条（事業の目的）★

この規程は、社会福祉法人○○会が開設するグループホーム△△△△（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである共同生活援助（以下、「共同生活援助事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）★

事業所は、共同生活援助を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

２　事業所は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

３　共同生活援助の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称　グループホーム△△△△

（2）所在地　滋賀県○○市○○町○○番地

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）★

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者　　1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（2）サービス管理責任者　　1名（常勤職員）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。

（3）世話人　　4名（常勤職員2名、非常勤職員2名）

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

第5条（共同生活援助を提供する主たる対象者）★

事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）精神障害者

第6条（入居定員）★

入居定員は、7人とする。

第7条（共同生活援助の内容）

事業所は、利用者に対する相談、健康管理等の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

第8条（利用者から受領する費用の額等）★

共同生活援助を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町から代理受領するものとする。

２　事業所は、前2項の支払を受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

（1）家賃　月額〇〇〇円

（2）光熱水費　月額〇〇〇円

（3）食材料費　月額〇〇〇円

（4）日用品費等　月額〇〇〇円

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

４　第1項及び第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

第9条（入居に当たっての留意事項）★

利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

（1）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

（2）火気の取り扱いに注意すること。

（3）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（4）その他管理上必要な指示に従うこと。

第10条（緊急時等の対応）

共同生活援助の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

第11条（苦情解決）

事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

第12条（非常災害対策）★

事業所は、非常災害等に関する具体的な計画をたて、非常災害等に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、消火器の設置等に努めるものとする。

第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）★

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

(4)従業者に対する虐待の防止を啓発･普及するための研修の実施

第14条(その他運営についての留意点)★

事業者は、適切な共同生活援助が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修　　採用後3か月以内

(2)継続研修　　年2回以上

2　従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

3　雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4　事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

第15条(委任)

この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人△△会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

資料 5　共同生活援助・共同生活介護モデル契約書

○○○○（以下、「利用者」といいます。）と□□□□（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う共同生活援助・共同生活介護について、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者自立支援法令の趣旨にしたがって、共同生活援助・共同生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

1　この契約の契約期間は、平成　　年　　月　　日から利用者の訓練等給付費・介護給付費支給期間満了日までとします。

2　契約満了日の○日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の訓練等給付費・介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第３条（共同生活援助・共同生活介護の内容）

1　事業者は、利用者に対し食事の提供、利用者に対する相談、その他の日常生活上の援助、その他障害者自立支援法令に定める必要な援助を提供します。

2　利用者が利用できるサービスの種類は、「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3　事業者は、サービス提供に当たり、自傷他害の恐れが急迫で、他に取りうる手段がない場合を除き、身体抑制を行いません。

第４条（個別支援計画の作成）

1　事業者は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、利用者の個別支援計画を作成します。

2　事業者は、個別支援計画について、少なくとも６ヶ月に１回以上、利用者との面接により実施状況を把握し、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

3　第１項および第２項の個別支援計画については、その内容について利用者に説明し、文書により利用者の同意を得ます。また当該計画について、利用者に書面で交付します。

第５条（訓練等給付費支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が訓練等給付費・介護給付費支給期間終了に伴う訓練等給付費・介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第６条（サービス提供の記録）

1　事業者は、共同生活援助・共同生活介護のサービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後５年間保存します。

2　利用者は、○時～○時に、その事業所において、当該利用者に関する１項の諸記録を閲覧できます。

3　利用者は、当該利用者に関する１項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

第７条（料金）

1　利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

２　事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月○日までに利用者に通知します。
３　利用者は、当月の料金の合計額を翌月○日までに（　　の方法で）支払います。
４　事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行します。

第８条（相談・苦情対応）

１　事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
２　次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
②事業者が守秘義務に反した場合
③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第９条（契約の終了）

１　利用者は、事業者に対して（30日間の予告期間をおいて）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
２　前項の規定にかかわらず、第８条第２項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
３　次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
①利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく○ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、○日間以内に支払われない場合
②利用者が、事業者やサービス従業者または他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
③やむを得ない事情により事業所を廃止または縮小する場合
４　利用者の共同生活援助・共同生活介護についての訓練等給付費・介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは訓練等給付費・共同生活介護支給期間終了に伴う訓練等給付費・介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
５　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
①利用者が他の共同生活援助・共同生活介護事業所もしくは他の障害福祉サービス施設等に入所した場合
②利用者が死亡した場合

第10条（退居時の援助）

１　事業者は、契約が終了し、利用者が退居する際には、利用者の希望を踏まえた上で、利用者が退居後に置かれることとなる生活環境や援助の継続性に配慮し、円滑な退居のために必要な援助を行います。
２　事業者は、サービスの提供を終了する際には、その旨を支給決定を行った区市町村へ連絡します。

第11条（秘密保持）

１　事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
２　前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
３　事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産

に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。

第14条（本契約に定めのない事項）

1　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2　この契約に定めのない事項については、障害者自立支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者

（事業者名）

（住所）

（代表者名）　　印

利用者

（住所）

（氏名）　　印

（代理人または立会人等）

（住所）

（氏名）　　印

契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

1　提供するサービスの内容

（1）　居室　個室となります。

（2）　食事　朝食と夕食は、ホームで提供します。
昼食は、原則として各自でおとりいただきますが、お弁当等が必要な場合はご用意します。

（3）　日中活動支援　日中活動等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

（4）　健康管理の援助　協力医療機関として〇〇病院と協定を結んでおり、日常の健康管理を行います。

（5）　金銭管理の援助　利用者の小遣い帳への記帳等について支援します。

（6）　訓練等給付費・介護給付費支給申請の援助
訓練等給付費・介護給付費の支給期間終了に伴う訓練等給付費・介護給付費支給申請について、援助を行います。

（7）　行政手続の代行
証明書の交付申請等の手続きについて、代行を行っています。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、別途料金をお支払いいただきます。

（8）　その他　余暇活動支援等を行います。

2　料金

障害福祉サービス利用者負担額	厚生労働大臣が定める基準額の１割。 ただし各区市町村長が定めた利用者負担上限月額を上限とする。	
家賃	月額	円
光熱水費	月額	円（共用分、居室分含む。3 ヶ月ごとに精算）
食材料費	月額	円（朝食・夕食分。3 ヶ月ごとに精算）
日用品費	月額	円（3 ヶ月ごとに精算）
行政手続代行費	1 回	円（このほか、手続に係る交通費や郵券代等は実費をいただきます。）

このほか、利用者の希望により提供する昼食代、利用者の事情により必要となる嗜好品等は、実費をいただきます。

事業者
（事業者名）
（住所）

（代表者名）　　印

上記内容の説明を受け、了承しました。　　年　　月　　日

利用者
（住所）

（氏名）　　印

（代理人または立会人等）
（住所）

（氏名）　　印

資料 6　共同生活援助・共同生活介護モデル重要事項説明書

1　事業者の概要

法人種別	
法人所在地	
電話番号	
代表者氏名	
法人の沿革・特色	
法人が所有する営業所の種類・数	

2　事業所概要

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	（　　年　　月　　日指定）
事業の目的	
事業所開設年月日	
事業所の敷地面積・延床面積	
入居定員	
運営方針	
自己評価の実施状況	
第三者評価の実施状況	
職員への研修の実施状況	

3　事業所の職員体制

職　種	常勤（人）	非常勤（人）	合計員数	資格等
管理者				
サービス管理責任者				
世話人				
生活支援員※				

※共同生活介護（ケアホーム）の場合

4　職員の勤務態勢

職　種	備　　考
管理者	
サービス管理責任者	
世話人	
生活支援員※	

※共同生活介護（ケアホーム）の場合配置

5　事業所の設備等の概要

①居室

居室の種類	室　数	居室面積	収納スペース	備　　考
1人部屋				

②その他設備

設備の種類	備　　考
食堂	
居間	
浴室	

6　主たる対象者

7　サービス内容

①食事

（食事時間）	朝食　○○：○○～○○：○○	夕食　○○：○○～○○：○○

※昼食は、原則として各自でお取りいただきますが、お弁当等必要な場合はご用意いたします。

②日中活動支援

日中、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労継続支援事業所等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。

③健康管理の援助

日常的健康管理	
医療機関の受診	

④金銭管理の援助

小遣い帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費・介護給付費支給申請の援助

訓練等給付費・介護給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助をします。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、職員にお申し出ください。

なお、手続に係る経費は別途お支払いいただきます。

⑦余暇活動等支援

外出支援	・ ・
趣味活動	・ ・

⑧家族との交流

会報の発行	・当ホームの会報を年○回発行し、ご家族にお送りしています。
行事等への参加	・当ホームが実施する行事等に、ぜひ一緒にご参加ください。

⑨地域との交流

地域住民との交流	
ボランティア団体との交流	

8　利用料金

障害福祉サービス利用者負担額	厚生労働大臣が定める基準額の１割。ただし各市町村長が定めた利用者負担上限月額を上限とする。		
家賃	月額	円	
光熱水費	月額	円	※共用分、居室分を含みます。 ※毎月定額をお支払いいただきますが、3ヶ月ごとに精算します。
食材料費	月額	円	※朝食・夕食分です。 ※毎月定額をお支払いいただきますが、3ヶ月ごとに精算します。 ※利用者の希望により昼食を提供する場合は、別途実費をいただきます。
日用品等	月額	円	※日用品としてご負担いただくもの ・居間で共用するティッシュペーパー等 ・浴室等で共用する石けん等 ・ ・ ※毎月定額をお支払いいただきますが、3ヶ月ごとに精算します。
行政手続代行費	１回につき	円	このほか、交通費や郵券代、コピー代等は実費をいただきます。
記録等複写サービス	複写1枚につき	円	

このほか、利用者の事情により必要となる嗜好品等は、その実費について利用者の負担になります。

※なお、サービス提供に要する額として、事業者が利用者に代わり区市町村から受領した訓練等給付費・介護給付費の額については、利用者に通知します。

9　支払方法

上記利用料金の支払いは、１ヶ月ごとに計算し、翌月○日までに請求しますので、○日までにお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

10　入退居

（1）　入居

①共同生活援助・共同生活介護について訓練等給付費・介護給付費支給決定を受けた方で、当ホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当ホームのサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

②入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は訓練等給付費・介護給付費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

（2）　契約の終了

①利用者が当事業者に対し、30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。

②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③利用者がサービス利用料金の支払いを○か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、○日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

④やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

（3）　契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が他の共同生活援助・共同生活介護事業所や他の障害福祉サービス施設等に入所した場合

②共同生活援助・共同生活介護の訓練等給付費・介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

③利用者が亡くなった場合

11　当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。 ただし、入り口の面会簿にご記入ください。
外出・外泊	事前に職員の許可を取ってください。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。
居室等の利用	ホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用いただけます。

12　緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

13　協力医療機関

当ホームは下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

施設名	
所在地	
電話番号	

14　バックアップ施設

当ホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	
所在地	
電話番号	
連携体制	

16　この契約に関する苦情・相談窓口

当ホームご利用相談・苦情窓口

担当者	
電話番号	
受付時間	

なお、当ホームでは苦情対応について独自の取り組みを行っています。

当ホーム以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	
電話番号	
受付時間	

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会　福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	０３－３２６８－１１４８
受付時間	月～金　９～１７時

（契約をする場合は、以下の確認をすること）

平成　　年　　月　　日

共同生活援助・共同生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者
（所在地）

（名称）　　印

（説明者）　所属

氏名　　印

私は契約書及び本書面により、これから入居する共同生活援助・共同生活介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者
（住所）

（氏名）　　印

（代理人または立会人等）
（住所）

（氏名）　　印

指定申請に係る添付書類一覧表

番号	必要（添付）書類	共同生活援助／共同生活介護	備　考	掲載資料
1	指定申請書	○		記載例掲載
2	別紙（他の法律において既に指定を受けている事業等について）	○	別紙	記載例掲載
3	連絡先などについて	○	別紙連絡先	なし
4	指定に係る記載事項	○	付表	記載例掲載
5	添付書類一覧表	○		本表
6	定款、寄附行為及びその法人の登記記載事項証明書又は条例等	○		なし
7	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	参考様式１	記載例掲載
8	組織体制図	○		なし
9	管理者の経歴書	○	参考様式２	書式あり
10	サービス提供責任者の経歴書	—	参考様式２	ー
11	実務経験証明書（２級ヘルパー、行動援護及び重度包括は必要）	—	参考様式３　サービス提供責任者分	ー
12	サービス管理責任者の経歴書	○	参考様式２	9に同じ
13	実務経験証明書、研修修了書（写）	○	参考様式３　サービス管理責任者分	書式あり
14	相談支援専門員の経歴書	—	参考様式２	ー
15	実務経験証明書、研修修了書（写）	—	参考様式３　相談支援専門員分	ー
16	平面図	—	参考様式４	ー
17	建物の構造概要及び平面図	○		なし
18	居室面積等一覧表	○		なし
19	設備・備品等一覧表	○	参考様式５	記載例掲載
20	併設する施設の概要	—		ー
21	運営規程	○		なし
22	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由	△	参考様式６	なし
23	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	参考様式７	記載例掲載
24	資産状況（貸借対照表・財産目録等）	○		なし
25	協力医療機関との契約の内容	○		なし
26	施設等との連携体制及び支援の体制の概要	○		なし
27	医療法に規定する医療機関として許可を受けたことが分かる証明書等（写し）	—		ー
28	障害者自立支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙「役員等名簿」含む）	○	参考様式８・９	記載例掲載
29	従業者（サービス提供責任者を含む）の資格を証明するもの（ヘルパー資格の写し等）	—		ー
30	事業所内外の写真	—		ー
31	事業計画書	○		なし
32	収支予算書	○		なし
33	損害賠償発生時の対応方法を明示する書類	○		なし
34	入所定員又は精神病床数の減少計画書	—		ー
35	道路運送法上の許可書（写し）	—		ー
36	集団療育及び個別指導の計画書等	—		ー
37	介護保険法に基づく訪問介護事業の指定書（写し）	—		ー
38	介護給付費等算定に係る体制届出書	○	様式第５号 （その１、その２）	記載例掲載
	別紙1その3　介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	○		書式あり
	別紙９　共同生活援助および共同生活介護に係る体制	△		記載例掲載
	別紙10　共同生活援助又は共同生活介護における単身生活移行の状況	△		記載例掲載
	別紙11　夜間支援体制加算届出書	△		書式あり
	別紙12　小規模夜間支援体制加算届出書	△		書式あり
	別紙13　小規模事業加算届出書	△		書式あり
39	障害福祉サービス事業等開始（変更）届	○	別記様式第17号	書式あり

※申請書式一覧は、滋賀県の申請書類を参考にして作成しています。自治体によって多少違いますのでご了承ください。

《　○：提出必須　　△：該当する場合　　ー：提出不要　　》

（様式第1号）

記入例

受付番号

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定相談支援事業所

指定申請書

提出日を記入　平成１８年　１０月　１日

法人の印鑑を押印

滋賀県知事　様

法人の住所、名称、代表者の名称を記入。①

申請者
所在地　大津市京町四丁目１番１号
名称　社会福祉法人　障害者福祉会
代表者　理事長　淡海　太郎

社会福祉法人障害者福祉会

障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設・指定相談支援事業所）に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申請者	フリガナ	シャカイフクシホウジン　ショウガイシャフククシカイ		
	名称	社会福祉法人　障害者福祉会		
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　520－8577　） 滋賀県　大津　郡・市　京町四丁目１番１号		
	法人である場合その種別	社会福祉法人	法人所轄庁	滋賀県
	連絡先　電話番号	０７７ － ×××　－ ○○○○	ＦＡＸ番号	０７７ － ××× － □□□□
	代表者の職・氏名	職名　理事長	フリガナ	ｵｳﾐ　ﾀﾛｳ
			氏名	淡海　太郎
	代表者の住所	（郵便番号　５２０　－　００００　） 滋賀県　○○郡・市　××町１－１		
指定を受けようとする障害福祉サービス事業所	フリガナ	ｹﾝﾁｮｳｼｮｳﾎｰﾑ		
	名称	県庁ホーム		
	事業所の所在地	（郵便番号　520－8577　） 滋賀県　大津　郡・市　京町四丁目１番１号		

同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
共同生活介護	○	平成18年10月1日	付表７	○	別紙のとおり	
共同生活援助	○	平成18年10月1日	付表７			

事業所番号　同一の法律において既に指定を受けている場合

必要事項を記入。名称、所在地、代表者氏名は①と一致していること。

主たる事業所を記入する。主たる事業所とは複数の共同生活住居がある場合、当該事業所からいずれの共同生活住居に対して、概ね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいう。付表7関係の事業所名称、所在地と一致していること。

「○」と記入

実施する事業名を記入

「付表7」「付表7－2」「付表7－3」のうち、使用する付表名を1つ記入

「平成18年10月1日」と記入

申請する事業所で介護保険法等、障害者自立支援法、以外の法律で事業者指定を受けている場合は、記入例の通りに記入（具体的な内容は、次の別紙で記入します）。

記入不要

（備考）

1　「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2　「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「有限会社」等の別を記載してください。

3　「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4　「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。

5　「事業所番号」欄には、都道府県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

（別紙）

記入例　　**他の法律において既に指定を受けている事業等について**

法律・事業の名称	指定年月日	事業所指定番号

申請する事業所で介護保険法等、障害者自立支援法以外の法律で事業者指定を受けている場合は、その法律名、事業名、指定年月日、事業所番号を記入。

付表7　共同生活介護事業所（ケアホーム）　・　共同生活援助事業所（グループホーム）
の指定に係る記載事項　その1

実施する事業に○。

※　指定申請する事業を○で囲んで下さい。

受付番号	

主たる事業所	フリガナ	ケンチョウホーム		
	名　称	県庁ホーム		
	所在地	（郵便番号　520－8577　） 滋賀県　大津　郡・市　京町四丁目１番１号		
	連絡先	電話番号　077×××-○○○○	FAX番号	077-×××-□□□□
管理者	フリガナ	ﾋﾞﾜ ｼﾁﾛｳ	住　所	（郵便番号　525　－　0000　） 滋賀　県　△△市××町１－１
	氏　名	琵琶　七郎		
	同一敷地内の他の事業所、施設又は医療機関の従業者との兼務（兼務の場合記入）	事業所等の名称		
		兼務する職種及び勤務時間等		

当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例等	定款第○条　第○項　第○号

各事業の利用定員数	共同生活援助事業	６人
	共同生活介護事業	１０人

サービス管理責任者	フリガナ	ﾋﾞﾜ ﾀﾛｳ	住　所	（郵便番号　525　－　0000　） 滋賀　県　△△市××町２－１
	氏　名	琵琶　たろう		

従業者の職種・員数		世話人		生活支援員		サービス管理責任者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤（人）		1		1	1	
	非常勤（人）	4		5			
常勤換算後の人数（人）		3.2		3.9		1.0	
基準上の必要人数（人）							

居宅介護従業者の外部委託の予定　　有（月　　時間）　　○無

居宅介護事業者の外部委託を行う場合は、予定時間数を記入する。外部委託しない場合は、無に○。

障害者支援施設等との連携体制等	連携施設の種別・名称	知的障害者入所更生施設	県庁障害者福祉園	
	支援体制の概要	夜間時の緊急体制の対応等		

その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	している　・　していない		
	苦情解決の措置概要	窓口（連絡先）　管理者	担当者	琵琶　七郎
	その他			
協力医療機関	名　称	県庁病院	主な診療科名	内科、外科、精神科
協力歯科医療機関	名　称	県庁病院　歯科		
添付書類	別添のとおり（定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、共同生活住居の構造概要及び平面図、経歴[illegible]決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産[illegible]・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの）等			

添付書類「利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」の内容と一致していること。

※　主たる事業所とは、複数の共同生活住居がある場合、[illegible]て、概ね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいう。

事業所名称、所在地、連絡先を記入。様式1号の事業所名称、所在地と一致していること。

管理者氏名と住所を記入。添付書類の「管理者経歴書」と一致していること。

管理者が他の事業の従業者を兼務する場合は記入。

定款等で事業の記載がある条項を記入。

各事業ごとに定員を記入。

サービス管理責任者氏名と住所を記入。添付書類の「サービス管理責任者経歴書」と一致していること。

添付書類「勤務体制・形態一覧表」と一致していること。

支援施設との連携体制を記入。

添付書類「協力医療機関との契約の内容がわかるもの」で添付した協力医療機関、協力歯科医療機関の名称と科名を記入。

（参考様式１）

記入例

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（　　年　　月分）

サービス種類（　　）
事業所・施設名（　　）

共同生活介護・共同生活援助の勤務時間数を記入。

職種	勤務形態	氏名	第２週													第３週							第４週							４週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			＊																														
（記載例－１）			①	①	③	②	④	①	④																								
（記載例－２）			ab	ab	ab	cd	cd	e	e																								

備考１　＊欄には、当該月の曜日を記載してください。

２　申請する事業に係る従業者全員（管理者を含む。）について、４週間分の勤務すべき時間数を記載してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。

（記載例１－勤務時間　①８：３０～１７：００、②１６：３０～１：００、③０：３０～９：００、④休日）

（記載例２－サービス提供時間ａ９：００～１２：００、ｂ１３：００～１６：００、ｃ１０：３０～１３：３０、ｄ１４：３０～１７：３０、ｅ休日）

※複数単位実施の場合、その全てを記載してください。

３　職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのＡの小計と、Ｂ～Ｄまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分　Ａ：常勤で専従　Ｂ：常勤で兼務　Ｃ：常勤以外で専従　Ｄ：常勤以外で兼務

４　常勤換算が必要な職種は、Ａ～Ｄの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。

５　算出にあたっては、小数点以下第２位を切り捨ててください。

６　当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

７　各事業所・施設において使用している勤務割表等（既に事業を実施しているときは直近月の実績）により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

（参考様式２）

○○○経歴書

事業所の名称			
フリガナ		生年月日	年　月　日
氏　名			
住　所	（郵便番号　　－　　）		
電話番号			

主な職歴等

年　月　～　年　月	勤務先等	職務内容

職務に関連する資格

資格の種類	資格取得年月日

備考（研修等の受講の状況等）

備考１　「○○○」には、「管理者」、「サービス提供責任者」、「サービス管理責任者」又は「相談支援専門員」と記載してください。

２　住所・電話番号は、自宅のものを記載してください。

３　当該管理者が管理する事業所が複数の場合は、「事業所の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記載してください。

（参考様式３）

実 務 経 験 証 明 書

番　　号

様　　平成　　年　　月　　日

施設又は事業所所在地及び名称

代表者氏名　　印

電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏　　名	（生年月日　　年　　月　　日）
現　住　所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別（　　）
業　務　期　間	年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　年　　月間）
うち業務に従事した日数	
業　務　内　容	職名（　　）

（注）１．施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。

２．業務期間欄は、証明を受ける者が障害者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。（産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません）

現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退職した日までの期間を記入してください。

３．業務内容欄は、生活指導員、看護師等の職名を記入し、本来業務について、知的障害者更生事業における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等具体的に記入すること。

また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病床として許可等を受けた年月日を記入すること。

４．証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

（参考様式５）

設備･備品等一覧表

サービス種類（共同生活援助・共同生活介護　　）
事業所名（県庁ホーム　　）

設備の概要	
建物の概要	
県庁ホーム	居室　６部屋（個室）　２２㎡ 各部屋台所、浴室、トイレつき
非常災害設備等	消火器　各部屋１台
大津市ホーム	居室　５部屋（個室）　１３．２㎡ 世話人室兼事務室　１部屋　９．９㎡ 食堂兼居間　１５㎡ 浴室　１か所　トイレ　２か所（うち１か所車いす用） 洗面所　１か所
非常災害設備等	消火器　食堂に１台 自動火災報知器
浜大津ホーム	居室　５部屋（個室）　９．９㎡ 世話人室兼事務室　１部屋　９．９㎡ 食堂兼居間　１５㎡ 浴室　１か所　トイレ　２か所 洗面所　１か所
非常災害設備等	消火器　食堂に１台 緊急ダイヤル
室名	**備品の品目及び数量等**
県庁ホーム	
各部屋	エアコン１　収納１
大津市ホーム	
各部屋	エアコン１　収納１　ベット１
食堂兼居間	テーブル１　椅子７　ソファー１　テレビ１　電話１
世話人室兼事務室	テーブル１　収納１　簡易ベット１
浜大津ホーム	
各部屋	エアコン１　収納１　ベット１
食堂兼居間	テーブル１　椅子８　ソファー１　テレビ１　電話１
世話人室兼事務室	テーブル１　椅子１

備考
1　申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上必要とされている設備等について記載してください。
2　必要に応じて写真等を添付してください。

（参考様式７）

記入例

利用者からの苦情を解決するために講じる措置の概要

事業所名	*県庁ホーム*
申請するサービス種類	*共同生活介護・共同生活援助*

措　置　の　概　要

1　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者

連絡先　　管理者　　琵琶　七郎

電話　077-×××-○○○○
FAX　077-×××-□□□□

2　円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

処理体制　1　苦情の連絡を受けた職員は、苦情内容を記録し速やかに管理者に報告する。

2　管理者は、関係職員から事情を聞き取るとともに苦情の原因を把握し、関係職員と検討を行う。

3　管理者は、必要に応じて利用者保護者宅を訪問するなどの方法で、検討結果を利用者及びその保護者に報告する。

4　同種の苦情が発生しないよう、職員ミーティングで苦情内容と原因、対応内容を報告する。

3　その他参考事項

1　記録を台帳に保管し、再発を防ぐ。
2　毎朝の職員会議で、情報を全員で共有する。
3　苦情が発生しないように、従業者に定期的な研修を実施する。

備考　上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。

（参考様式8）

記入例

害者自立支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

提出日を記入 ― 平成１８年　１０月　１日

滋賀県知事　様

法人の住所、名称、代表者の名称を記入。

申請者
所在地　大津市京町四丁目１番１号
名称　社会福祉法人　障害者福祉会
代表者　理事長　淡海　太郎　印

社会福祉法人障害者福祉会理事長之印

職印（理事長印など）の押印

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる障害者自立支援法第36条第3項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【障害者自立支援法第36条第3項各号の規定】（一部要約）

1　申請者が法人でないとき。

2　当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の厚生労働省令で定める基準をみたしていないとき。

3　申請者が、第43条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

4　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

5　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（※）児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法

6　申請者が、第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消されたものが法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者（以下「役員等」という）であった者で当該取り消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消されたものが法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

7　申請者が、第50条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第1項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

8　前号に規定する期間内に第46条第1項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出にかかる法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

9　申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

10　申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11　申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。

（参考様式９）

記入例

役　員　等　名　簿

申請者（法人）名（*社会福祉法人　障害者福祉会*）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	（ふりがな） 住所
オウミ　タロウ *淡海　太郎*	*S30. 1. 1* *理事長*	*滋賀県○○市××町１－１*
ワラビ　ケンジ *蕨　健司*	*S40. 5. 5* *理事*	*滋賀県△△市□□町２－２*
サッテ　サクラコ *幸手　桜子*	*S35. 4. 1* *理事*	*滋賀県◇◇市▽▽町３－３*
ビワ　シチロウ *琵琶　七郎*	*S41. 7. 1* *管理者*	*滋賀県○○市◇○町４－４*

代表者、役員のほか、管理者も記入する。

注　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

（様式第５号）その１

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

平成１８年１０月　１日

提出日を記入。

滋　賀　県　知　事　様

法人の住所、名称、代表者の名称を記入。様式1号と一致していること。

届出者　所 在 地　大津市京町四丁目１番１号
事業者名　社会福祉法人　障害者福祉会
代表者名　理事長　淡海　太郎

職印（理事長印など）の押印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ	シャカイフクシホウジン　ショウガイシャフククシカイ			
	名称	社会福祉法人　障害者福祉会			
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　５２０―８５７７　） 大津市京町四丁目１番１号			
	連絡先	電話番号	０７７ － ××× － ○○○○	ＦＡＸ番号	０７７ － ××× － □□□□
	法人の種別	社会福祉法人		法人所轄庁	滋賀県
	代表者の職・氏名	職名	理事長	氏名	淡海　太郎
	代表者の住所	（郵便番号　５２０　―　００００　） 滋賀　県　○○　郡市　××町１－１			
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	（郵便番号　５２０―８５７７　） 大津市京町四丁目１番１号			
	連絡先	電話番号	077-×××-○○○○	ＦＡＸ番号	077-×××-□□□□
	管理者の氏名	職名	管理者	氏名	琵琶　七郎
	管理者の住所	（郵便番号　525　－　0000　） 滋賀　県　△△市××町１－１			

必要事項を記入。様式1号と一致していること。

必要事項を記入。付表7関係と一致していること。

（様式第５号）その２

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目（※変更の場合）
	介護給付	居宅介護			1 新規　2 変更　3 終了		
		重度訪問介護			1 新規　2 変更　3 終了		
		行動援護			1 新規　2 変更　3 終了		
		療養介護			1 新規　2 変更　3 終了		
		生活介護			1 新規　2 変更　3 終了		
		児童デイサービス			1 新規　2 変更　3 終了		
		短期入所			1 新規　2 変更　3 終了		
		重度障害者等包括支援			1 新規　2 変更　3 終了		
		共同生活介護	○	平成18年10月1日	1 新規　2 変更　3 終了	平成18年10月1日	
		施設入所支援			1 新規　2 変更　3 終了		
	訓練等給付	自立訓練			1 新規　2 変更　3 終了		
		就労移行支援			1 新規　2 変更　3 終了		
		就労継続支援			1 新規　2 変更　3 終了		
		共同生活援助	○	平成18年10月1日	1 新規　2 変更　3 終了	平成18年10月1日	

「○」を記入。

「平成18年10月1日」と記入。

「平成18年10月1日」と記入。

「1　新規」に○。

特記事項	変更前	変更後

関係書類	別紙のとおり

記入不要。

注１　「法人の種別欄」は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。

注２　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その所轄庁の名称を記載してください。

注３　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

注４　「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

注５　「異動項目」欄は、（別紙１）「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

注６　「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。

（別紙１）　その３

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		定員規模	人員配置区分	その他該当する体制等		適用開始日
各サービス共通				地域区分	1特別区　２特甲地　３甲地　４乙地　５丙地	
CH・GH	共同生活介護			小規模事業所	１　なし　２　あり	
				夜間支援体制	１　なし　２　あり	
				小規模夜間支援体制	１　なし　２　あり	
				重度障害者支援体制	１　なし　２　あり	
				自立生活支援体制	１　なし　２　あり	
				経過的給付	１　なし　２　あり	
				大規模住居	１　なし　２　あり	
				職員欠如	１　なし　２　あり	
	共同生活援助			世話人配置	１　６：１型　２　１０：１型	
				小規模事業	１　なし　２　あり	
				自立生活支援	１　なし　２　あり	
				経過的居宅介護利用型	１　なし　２　あり	
				大規模住居	１　なし　２　あり	
				職員欠如	１　なし　２　あり	

注１　「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を記載してください。

注２　「地域区分」欄には、①特別区、②特甲地、③甲地、④乙地、⑤丙地のいずれか該当する区分を〇で囲んでください。

（別紙９）

共同生活援助及び共同生活介護に係る体制

参　考

事業所の名称		
事業所の所在地		
連絡先	電話番号	
	ＦＡＸ番号	

共同生活住居の状況

	共同生活住居の名称	住所	定員	小規模事業所加算の該当の有無	大規模住居減算の該当の有無
1	○○ホーム	○○県○○市○○町○－○	４人	○	
2	○○ハイツ	○○県○○市○○町○－○	２０人		○
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合計			24	1	1

「小規模事業所加算」又は「大規模住居減算」がある場合に記載、添付する。

重度障害者の状況

	氏名	居住する共同生活住居の名称	障害程度区分	重度障害者等包括支援対象者の有無
1	A	○○ホーム	区分４	
2	B	○○ハイツ	区分５	
3	C	○○コーポ	区分６	○
4				
5				
6				
7				
8				
合計				1

「夜間支援体制加算」又は「重度障害者支援加算」がある場合に記載、添付する。

夜間の支援体制

夜間の支援体制の内容	
連携施設の名称	

注１　「重度障害者の状況」欄は、障害程度区分４以上の者を記載してください。

注２　「夜間の支援体制の内容」欄は、共同生活介護事業所において行われている夜間の支援の内容、人員配置、他の社会福祉施設等との連携の状況等具体的に記載してください。

（別紙１０）

共同生活援助又は共同生活介護における単身生活移行の状況

	当該施設・事業所の定員	10人		
	うち５０％	5.0人		
	氏名	単身生活開始年月日	住所	6月以上継続
1	A	平成16年5月1日	○○県○○市○○町○－○	○
2	B	平成16年6月1日	○○県○○市○○町○－○	○
3	C	平成17年7月1日	○○県○○市○○町○－○	○
4	D	平成17年6月12日	○○県○○市○○町○－○	○
5	E	平成17年5月13日	○○県○○市○○町○－○	○
6	F	平成17年4月1日	○○県○○市○○町○－○	○
7	G	平成18年3月30日	○○県○○市○○町○－○	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

参　考

自立生活支援体制加算を算定する場合に記載、添付する。

注　本表には地域移行者を記述し、そのうち届出を行う年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする。）の前年度及び　前々年度において、単身生活への移行の日から届出を行う日の前日までの間（ただし、当該期間が６ヶ月以上である場合に限る。）、単身生活を継続している実績を有する者については当該欄に○を記載してください。

（別紙11）

夜間支援体制加算届出書

<table>
<tr><td colspan="2">事業所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事　業　所　の　所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電　話　番　号</td><td></td><td rowspan="2">担当者名</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">夜間支援体制の確保が
必要な理由及び夜間支援体制の
実施期間（予定）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="10">１人の夜間支援従事者（専従）が
夜間支援を行う人数等</td><td rowspan="6">1</td><td colspan="3">夜間支援する対象者数及び障害程度区分</td></tr>
<tr><td>共同生活住居名①</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>対象者数及び
障害程度区分</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>共同生活住居名②</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>対象者数及び
障害程度区分</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>夜間支援従事者が配
置している場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3</td><td>複数のケアホームの
夜間支援を行っている
場合など、配置場所から
ケアホームまでの移動時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4</td><td>配置場所からケアホームと
の間の連絡体制状況
（非常通報装置、携帯電話等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5</td><td>夜間支援体制を
確保している時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>6</td><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※1　1人の夜間支援従事者が支援を行う状況ごとに記入して下さい。
※2　例えば、共同生活住居が4カ所ある場合、夜間支援従事者Aが2カ所、夜間支援従事者Bが2カ所の夜間支援を行う場合、それぞれ別に記載して下さい。

（別紙12）

小規模事業夜間支援体制加算届出書

<table>
<tr><td colspan="2">事業所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">担当者名</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開設年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">夜間支援体制（夜間支援体制加算の要件を満たす場合）の確保を開始した年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの夜間支援体制（夜間支援体制加算の要件を満たす場合）の実施状況</td><td colspan="4">（例1）ほぼ毎日
（例2）2日に1回夜間支援を実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">夜間支援体制の確保が必要な理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="8">1人の夜間支援従事者（専従）が夜間支援を行う人数等</td><td rowspan="5">1</td><td colspan="3">夜間支援する対象者数及び障害程度区分</td></tr>
<tr><td colspan="2">共同生活住居名①</td><td></td></tr>
<tr><td>対象者数及び障害程度区分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">共同生活住居名②</td><td></td></tr>
<tr><td>対象者数及び障害程度区分</td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>夜間支援従事者が配置している場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3</td><td>複数のケアホームの夜間支援を行っている場合など、配置場所からケアホームまでの移動時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4</td><td>複数のケアホームの夜間支援を行っている場合など、配置場所からケアホームまでの移動時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5</td><td>夜間支援体制を確保している時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>6</td><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※1　1人の夜間支援従事者が支援を行う状況ごとに記入して下さい。
※2　例えば、共同生活住居が4カ所ある場合、夜間支援従事者Aが2カ所、夜間支援従事者Bが2カ所の夜間支援を行う場合、それぞれ別に記載して下さい。
※3　これまでの夜間支援の実績がわかる書類を提出してください。（例：勤務実績等）

（別紙13）

小規模事業加算届出書

<table>
<tr><td colspan="2">事業所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事　業　所　の　所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電　話　番　号</td><td></td><td rowspan="2">担当者名</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開設年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">共同生活住居①</td><td>共同生活住居名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>対象者数及び障害程度区分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>配置されている世話人Aの勤務状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">共同生活住居②</td><td>共同生活住居名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>対象者数及び障害程度区分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>配置されている世話人Bの勤務状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">共同生活住居間の移動に要する時間</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※1　移動時間とは、通常の移動手段で移動する場合の時間を記入して下さい。

別記様式第17号（第14条の２関係）

障害福祉サービス事業等　開始（変更）届

<table>
<tr><td rowspan="2">開始・変更しようとする事業</td><td>種　　類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>提供する便宜等の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">経　営　者
（法　人）</td><td>氏　名（名　称）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　所
（事務所の所在地）</td><td colspan="3">〒　－</td></tr>
<tr><td>基本約款</td><td colspan="4">別　添　Ⅰ</td></tr>
<tr><td>職員の職種</td><td colspan="2">職務の内容</td><td colspan="2">職員の定数</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>合計</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>主な職員の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主な職員の経歴</td><td colspan="4">別　添　Ⅱ</td></tr>
<tr><td>事業を行おうとする区域</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業の用に供する施設または住居</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒　－</td></tr>
<tr><td>利用定員</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開始の予定年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
</table>

１　上記のとおり、障害福祉サービス事業等を開始しますので、障害者自立支援法第79条第２項の規定により届け出ます。

２　上記のとおり、障害者自立支援法第79条第２項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第３項の規定により届け出ます。

年　月　日

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（名称）　㊞

（あて先）

滋賀県知事

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とします。

障害福祉サービス事業等開始（変更）届記入要領

１　標題の届出名のうち、開始・変更のいずれかの該当する事項を〇で囲むこと。

２　変更の届出をする際には、変更した事項のみを記入して届け出ること。

３　複数の種類の障害福祉サービス事業等を開始する際には、開始届はそれぞれの種類ごとに作成すること。

４「開始・変更しようとする事業」欄のうち「種類」欄には、障害福祉サービス事業を行おうとする者にあっては、障害福祉サービスの種類を記入することとし、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
　なお、事業の種類を変更しようとするときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。

５「経営者」欄には、当該事業を経営する者が法人である場合には、その名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。

６「職員の定数」欄には、実人員を記入すること。

７「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、施設長、当該事業のサービス提供責任者等を指すものであること。

８「事業を行おうとする区域」欄には、市町村(都道府県)の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村(都道府県)の名称を併せて記入すること。

９「事業の用に供する施設または住居」欄は、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスを行うものに限る。）、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする者について、当該事業の用に供する施設又は住居の名称、所在地及び利用定員を記入すること。

10　届出の法令上の根拠を示す欄では、１又は2のうち該当する番号を〇で囲むこと。

11　開始の届出をする際には、この届に障害者自立支援法施行規則第66条第２項に掲げる書類を添付すること。（収支予算書、事業計画書）

参考資料

厚生省児童家庭局障害福祉課監修「グループホームの設置・運営ハンドブック」 －精神薄弱者の地域生活援助－より
精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル　1989年版

国のグループホーム制度が誕生した平成元（1989）年から20年という歳月が流れ、その間、支援費制度、自立支援法と、グループホーム制度もずいぶん変化してきました。

このたび、グループホーム設置・運営マニュアルを作成するにあたって、国のグループホーム制度を施策化した人たちの思いや願いを再確認することの大切さを感じております。新たにグループホームを設置される皆様が、最初のグループホーム制度の意図を確実に引き継いでいってくださることを願って、参考資料として掲載いたします。

以下､1989年版「グループホームの設置･運営ハンドブック」の最初に書かれた当時のＳ担当者のことばです。現在の知的障害者福祉法が、まだ精神薄弱者福祉法と呼ばれていた時代でしたが、原文そのままで掲載いたします。(日本グループホーム学会)

発刊に際して

グループホームは無限の可能性を秘めているといっても良いでしょう。知的発達に障害のある人の地域生活は、グループホームによって可能になるのです。障害の重い人も、高齢の人も、地域社会の中で堂々と暮らせる日本の社会を、一日も早く築きたいと思います。今回の制度化は、そのための第一歩です。したがって､1989年度に予算化した100ヶ所は、ひとつ残らず成功しなければなりません。今後の我が国の精神薄弱者福祉の方向は、この100ヶ所にかかっているといっても過言ではありません。

今後はグループホームの充実とともに、この人たちの個人生活援助ということも念頭においていかねばならないでしょう。自らの権利を主張する存在として、自由の中に責任をもって生きるということが大切です。施設で生涯を安心の中だけで暮らすのではなく、少々の危険や冒険を恐れず、この人たちが社会の中で選択的に生きられる国づくりの第一歩を、ささやかながら今歩みはじめたのです。

そうした方向性をもって本書を読んでいただきたい。例えば、運営主体となるよう社会福祉法人等の方々、特殊教育に携わる教師の方々、生涯福祉の仕事を志す方々、ボランティアの方々にも是非とも読んでいただきたいと思います。さらに、第４章の設置・運営マニュアルの主要部分については、入居者の方々にもできるだけ内容を知っていただけたらと思っています。

本書は多くの方々のご協力ご支援によってできました。特に設置運営マニュアルの素案に貴重なご意見をお聞かせくださった方々に心からお礼申し上げます。広瀬貴一氏をはじめとする研究グループの皆さん、訪問した生活寮等で快く説明してくださったり、また質問等にていねいに答えてくださった入居者と世話人の方々、制度化にご協力くださった中央児童福祉審議会の委員の先生方をはじめ多くの方々に、いちいちお名前は掲げませんが深く感謝申し上げます。

障害をもつ人たちの普通のくらしが、一日も早く現実のものとなるよう、皆様共々私どもも力を尽くして参りたいと思います。

平成元年6月

厚生省児童家庭局障害福祉課長　淺野　史郎

精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル

このたび、「精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）」の制度化に伴い、その設置・運営マニュアルを作成したので、グループホームを実際に運営するにあたっての参考とされたく送付する。

このマニュアルは、運営の行政通知とは性格が異なり、運営にあたっての実際上の観点を重視して、グループホーム運営のための心構え、基本的な生活上のルールなどを中心としてまとめたものである。グループホーム運営の現場での活用も念頭において作成したので、事業の運営にあたる法人等への連絡について、配慮されたい。

なお、作成にあたり、以下の点に配慮したので、利用の際に参考とされたい。

①「1989年版」としたこと

平成元年度は制度化の初年度であり、マニュアル作成にあたって参考にすべき実践の蓄積はこれからということになる。したがって、今回のマニュアルの内容が、実際のグループホームの運営にあたって不都合であるとか不十分である場合には、1990年版以降において適宜、修正、増補するという趣旨である。

②運営の細部まで記述したこと

マニュアルがマニュアルとして有効であるためには、運営の細部までわたる必要があると考えた。一方、あまり細かい点まで記述してしまうと、運営に余裕がなくなるという心配はある。そのギリギリのところまでは配慮するつもりではある。

③できる限り理由を付したこと

記述については、理由が付し得るものには、備考欄にその理由を述べ、これと一体で読めば理解がしやすいように配慮した。

④分かりやすく読みやすい表現としたこと

このマニュアルは、施設関係者、世話人だけでなく、入居者本人やその家族の使用も考えられるものとして作成したものである。そこでなるべく分かりやすい表現とすることに留意するとともに、読みやすさも配慮し、各論においては、「です、ます」調とした。

このマニュアルが広く利用され、グループホームの運営が的確に適正になされることを期待したい。なお、上記①の趣旨から、このマニュアルの利用にあたり気付いた点がある場合には、当課あて連絡いただければ幸いである。

平成元年6月

厚生省児童家庭局障害福祉課

第一　総論

1　グループホームとは何か[1]

グループホームは，精神薄弱者の地域における生活の場のひとつである。精神薄弱者も「普通の場所で普通の生活をするのが当然」という考えにたつものである。すなわち，基本的に人としての社会的位置は何ら特別のものではないということである。

精神薄弱の人たちが選択できるさまざまな状態や需要に答え得る態勢づくりこそ重要であるが，グループホープはそのひとつである。

したがって，グループホームは，在宅や施設での生活を否定するものではなく，精神薄弱者のより望ましい生活の選択肢のひとつととらえるのが妥当である。

誰でも，地域社会で生活するためには，住宅費その他の経済的負担を負うことになる。精神薄弱者も同様である。精神薄弱という障害がある故に他の人と違って必要となるサービスとは，本人が出来ない部分を補うことである。グループホームの制度とは，この「補い」の部分に対して公的に補助することである。

なお，グループホームについて，ここでは，次のように定義しておくこととする。

「地域社会の中にある住宅（アパート，マンション，一戸建て等）において数人の精神薄弱者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって，同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により日常的生活援助が行われるもの」。

2　既存施設との関係

精神薄弱者の地域における生活の場としては，精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームが制度化されている。いわゆる就労関連対策と呼ばれるものである。これらはどう違うのか，また，グループホームはどこに位置づけられるのか，明らかにしておきたい。

・精神薄弱者通勤寮
　雇用が条件　20人収容
　社会生活の訓練（半自立者のグループ指導体制）が目的
　通過施設（２年間の有期限を明記している）
　建物提供がある
・精神薄弱者福祉ホーム
　雇用が条件　10人規模
　個人の自立生活（指導はなく，応談，管理を提供）を前提
　永住も可
　建物提供がある
・グループホーム
　入居を希望する者　４～５人
　食事（朝・晩）及び日常生活に必要なサービス（世話）を提供
　永住を想定
　建物提供なし

精神薄弱児施設，精神薄弱者援護施設（入所）が，入所者の保護，指導，訓練等入所者の全生活の援助を行うのに対し，通勤寮は一定期間の社会生活訓練の場であり，福祉ホームは自立した者への住居の提供である。これに対し，グループホームは，必要最低限のケア（世話）の提供を受けながら地域生活を送る拠点である。

1 ここで「グループホーム」というのは，今回の補助の対象事業としてのものであって，グループホーム一般をいうものではありません。以下このマニュアルでは，今回制度化されたグループホームの設置・運営について述べています。

3　精神薄弱者のライフサイクルと今後の福祉

障害をもつ人たちがひとりひとりの持ち味を発揮して，幸せにその人生を送れるようにすることが福祉の目的である。そのためには，早い時期に障害が発見され，必要な療育が受けられ，将来その人らしい生活をするためのいわば底力が，子供時代に養われなければならない。これは，親，早期療育機関，学校等に特に求められるものである。義務教育終了後は，個人の特性や希望に応じて，さらに指導訓練を受ける者，就労する者等に分かれるが，入所施設においてあまりにも長く指導訓練を受けつづけることは，多くの場合好ましいとはいえない。[2] したがって，特に施設入所継続が望ましい者を除いては障害の軽重・年齢を問わず地域生活をすることが自然であろう。

精神薄弱者に限らないが，地域生活のためには，生活の場と活動の場が確保されていることが基本であり，また，そこでの生活を支える収入があることが欠かせない。生活の場としては，独立生活，福祉ホーム，家族との同居等が従来からのものである[3]が，グループホームもこれに加わる選択肢のひとつである。活動の場としては，雇用，準雇用[4]，福祉的就労，生きがい的活動等が考えられる。収入としては，年金，労働による賃金が中心となろう。

グループホームには，施設で指導訓練を受けた者，学校を卒業した者，それまで在宅でいたがそれを継続することが本人にとって望ましくない者，学校を卒業した者，それまで在宅していたがそれを継続することが本人にとって望ましくない者などが入居することになる。本来，グループホーム入居者は，障害の程度を問わず，労働所得の有無を問わず，活動の場も無制限というのが望ましい形であり，多様な地域生活の拠点として役割を果たすことが期待される。しかし，当面はひとりの世話人で４～５人の世話が可能な程度の障害であり，就労等の活動が可能な年齢の者であって，何らかの生産的活動に従事する者が中心となると考えられる。

4　グループホームの基本的性格

① 基本的に，精神薄弱者は成人しても，可能であれば親元で暮らすのが望ましい，という考え方は前提としていないこと。[5] したがって，親元での生活が可能な人であっても，本人が親元を離れての生活を希望する場合には，グループホームの入居対象になり得る。

② グループホームは，地域社会で選択的に生きる精神薄弱者の生活の拠点であること。

③ したがって，グループホームは，施設を単に小型にしたというものではないこと。[6]

④ グループホームへの入居及びそこで受ける世話は，本人と運営主体との契約であって，福祉の措置もしくはそれに類するものではないこと。[7]

⑤ グループホームにおける入居者の日常生活は，指導・訓練的なものが最小限であり，管理性が排除されたものであること。[8]

⑥ グループホームにおける入居者の生活は，基本的に個人生活であり，本人の希望により契約が継続する限り続くものである。[9] その意味で仮の宿でないことを関係者は銘記し，一市民としてすべての権利が保障されるよう最大の配慮をしなけ

2 措置施設での集団生活から地域での個人的生活にもどるのが望ましいはずです。

3 通勤寮は通過型訓練施設なので除いています。

4 準雇用とは実習的なものを意味します。

5 親なき後対策に限定するという考えかたは，とっていないということです。グループホームの対象者は親のいるいないに関係ありません。

6 施設とは基本的な理念，形態の点で大きな違いがあります。

7 入居は，福祉の措置によるものではありません（措置の解除が条件です）。

8 隔離的，閉鎖的になることも，当然あり得ないことです。

9 その一方において，グループホームを居住の最終の形と決めつける必要もありません。グループホームを出て，一人暮しや結婚してアパートに住む形に移行することも十分あり得ます。ただ，その次のステップへの訓練の場であるとして，指導を前面に押し出すことはひかえるべきだと思われます。

○ グループホームは，精神薄弱者と世話人だけが住む空間ですので，良く言えば家庭的なのですが，外からうかがい知れない密室性を持っていることに注意しなければなりません。

入居者の１人が他の入居者仲間からの仲間はずれ的ないじめ，世話人による入居者への人権侵害などのトラブルが生じたときに容易にその事実が表面化しない心配があります。このために，運営主体による定期的なチェックのほかに，入居者のヘルプコールにこたえる体制を用意しておくとか，システムとして入居者への人権侵害を防止する仕組みをあらかじめ作っておくことが極めて重要です。

ればならない。

1　グループホームの法的位置づけ

精神薄弱者地域援助事業（グループホーム）は，社会福祉事業法における第二種社会福祉事業（精神薄弱者の更生相談に応する事業）に位置づけられます。

2　援護の実施者

都道府県，市及び福祉事務所を設置する町村を精神薄弱者地域生活援助事業の援護の実施者[1]とします。

3　運営主体

運営主体となることができるのは，精神薄弱者援護施設[2]，精神薄弱者通勤寮等を経営する地方公共団体及び社会福祉法人等[3]です。社会福祉法人等には，社会福祉法人の他に財団法人，社団法人を含みます。ただし，いずれの場合も，夜間，休日，緊急時等必要な時に，適切にグループホームをバックアップ[4]出来ること，すなわち，世話人を援助し指導・監督する能力を人的にも保有している団体であることが条件です。

4　グループホームに供する建物（住宅）

(1) 住宅の条件

イ．グループホームとして使用する住宅は，原則として一般住宅地内に位置し[5,6]，その外観は一般の住宅と異なることのないよう配慮されていなければなりません。また，住宅に，特別の目立つ看板や表札等[7]をつけることは好ましくありません。さらに，数箇所のグループホームがかたまるようなこと[8]は避けるべきです。

ロ．建物の広さ，設備，間取り等は重要ですが，特に厳密な基準は設けないこととします[9]。したがって，各地域の住宅事情等に照らして，また，精神薄弱者の福祉の観点からみても，ふさわしいものを用意して下さい。標準の考え方は次の通りです。

・居室は１人１室を原則とし，4畳半程度以上。（やむを得ず２人部屋の場合は６畳以上）

・居室の他，玄関，台所，便所，洗面所，浴室，居間（食堂）[10]，洗濯場，物干し場等は原則として[11]必要。

・緊急時対応[12]等のために電話の設置。消化器等災害対策や非常時避難等については，あらかじめ十分留意した建物を使用する。

ハ．設備……居室に必要な備品は入居者がそれぞれ用意するものとします[13]。共用の備品[14]（洗濯機，冷蔵庫，食器棚，ガス台等）は，入居時に世話人とバックアック施設との適切な助言のもとに購入し，各入居者がその費用を分担し合うものとします。

(2) 住宅の入手・所有者・管理

イ．グループホーム[15]として使用する住宅は，原則として運営主体が用意します。これにはいくつかの場合が考えられます。例えば，ⓐ運営主体たる社会福祉法人等が自前で所有する住宅，ⓑ民間家主等からアパート等を借り受ける，ⓒ入居者又は入居者の親等が建設した建物を借り受ける，ⓓ世話人の自宅を使用する，等で

1 補助金は，援護の実施者から運営主体に交付されます。

2 通所施設だけを運営する法人も除きませんが，夜間・休日をはじめとするバックアップ体制には不安材料が多いため，余程の実績と支援体制がないと困難だと考えられます。

3 通勤寮等の「等」とは，精神薄弱児施設を指します。

4 バックアップは，この事業の重要な柱であり，地域生活援助についての実績に裏打ちされた知見と機動的に動ける態勢があることが必要です。（「バックアップ施設」の項参照）

5 立地条件としては，精神薄弱者援護施設や通勤寮と同じ敷地の住宅は望ましくありません。

やむを得ず同一敷地内の住宅を使用せざるを得ない場合も，そこが一般住宅地の中にあることは絶対の条件です。

6 グループホームは，バックアップ施設から30分の範囲内にあることが適当だと考えられます。

7「精神薄弱者グループホーム○○荘」などの目立った表示は，ひかえるべきでしょう。

8 グループホームのある場所を，外から見て特別の区域にしない配慮が大切です。

9 住宅の形式，最低基準のようなものは決めません。そもそも地域生活援助事業（グループホーム）では，住宅の建築については補助の対象にしておりませんので，基本的には自由な見地から，「普通の生活」を送るのに最も適当な形のものを選択してください。

10 グループホームの特色は，障害を持った人達が少人数で互いに支え合って暮すことにあります。居間という形であることには限定しませんが，入居者が相互に交流することができる空間が用意されていることが，この意味で非常に重要です。

11 世話人同居の場合は，当然世話人室が必要となります。

12「原則として」とは，例えば，すぐ近くに浴場がある場合には，浴室はなくとも可，ということを意味しています。

13 開設時には相当多額の費用を要しますが，入居者の負担をなるべく軽減し，例えば，納入の方法も分割にするなどの配慮が必要な場合もあります。どの程度の品質のものをどれだけ購入するかについては，入居者の貯金額などを前提にしながら，入居者の希望にも応じて，十分な話し合いをし，必要があれば購入の現場に入居者を同伴しながら決めることが求められます。

入居者の意志を第一義的に考えてください。

14 これらは，グループホームの備品になりますが，短期間でグループホームを出る入居者がいる場合は，その入居者が負担した分について，適当な原価償却を見込んで返金等の配慮をするべきです。なお，新しい入居者が入居した場合には，その入居者からは，返金した額と同額を徴収するのが自然です。

15 運営主体が建物を取得するために，入居予定者やその親など特定の利害関係者から，寄付を受けることはひかえるべきです。

これは，特定目的の寄付であり，グループホームの入居者と親が寄付したことが結びつくと，入居者を広く募集するという方向に反し，公平性を欠くだけでなく，不明朗との批判を免れないからでもあります。

す。

ロ．ⓐの場合を除いては，原則として，住宅の所有者と運営主体とは使用についてあらかじめ正式な契約を結ばねばなりません。その際には，契約者と入居者とが異なること，中途で入居者が替わることがあることも含めて，所有者にこの事業の趣旨を説明し，理解を得ておく必要があります。(必要があれば，契約に特約を付して下さい)。

ハ．次いで，入居者[16]と運営主体とは住宅の使用について，適正な契約を結びます。

ニ．住宅の管理は，日常的には入居者と世話人とが協力して行いますが，最終責任は当然運営主体が負います。

ホ．住宅所有者と運営主体との契約締結時に住宅所有者から敷金や礼金等の支払いを求められる場合[17]，あるいは契約更新時に更新料を求められる場合[18]には，その支払いは入居者が人数割り[19,20,21]でそれぞれ負担します。

(3) 社会福祉法人が建物を新築する場合の融資

グループホームに供する住宅を，運営主体である社会福祉法人が新築する場合，土地取得費，建築費，及び設備備品費の75％以内の範囲で社会福祉法人は，社会福祉・医療事業団から融資を受けることができます[22,23]。

返済は，社会福祉法人が社会福祉・医療事業団に対して，20年間以内において行います。

5　入居者

(1) 入居者の条件

入居者は，次のすべての条件を満たしていなければなりません。

・15歳以上の精神薄弱者であること。

・日常生活上の援助を受けないで生活することが，可能でないか又は適当でないこと。

・数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていること[24]。

・就労（福祉的就労を含む）していること[25]。

・日常生活を維持するに足りる収入があること。

・入居時に精神薄弱者援護施設（入所），精神薄弱者通勤寮の施設の措置を解除してあること。

・グループホームでの生活のもつ意味を十分に理解し，継続して入居することを希望するとともに，それが可能であると認められること[26]。

入居にあたって，親など家族の承諾[27]は必要としません。なお，世話人と親子関係，同胞関係にある者は，同一グループホームの入居者にはなれません[28]。

(2) 入居者の責任

入居者の身体，生命，財産等については，原則として入居者本人の責任[29]であって，社会的にも地域の一住民として責任を果たすものです。

(3) 入居者の人数

グループホームの入居者の人数は，４～５人を標準[30]とします。(４人未満は認めません。６～７人でも世話人は１人です。)

6　世話人

グループホームには専任の世話人[31]をおかなければなりません。

(1) 世話人の要件等

資格，性別，年齢は特に問いませんが[32,33]，精神薄弱者の地域生活について理解し，

16 未成年者が入居する場合は，成人に達するまでの間，親その他の扶養義務者，あるいはそれに代わる人が本人に代って契約することになります。

17 敷金・礼金などを，運営主体などが代わって負担することは妨げません。

18 契約更新時に更新料が求められることが予想される場合には，運営主体は入居者にその旨をあらかじめ説明し，了解を得ておかなければなりません。

19 運営主体が入居者から徴収する住宅使用料の総額は，住宅の所有者に支払う家賃の総額を超えてはなりません。ただし，敷金などを分割払いしている場合は別です。つまり，運営主体が手数料に類するものを徴収することがあってはならないということです。

20 入居者の間で，専用の居室の面積や条件に明らかな差異がある場合，各入居者の使用料に合理的な差を設けることは必要です。

21 住宅の所有者に対しては，入居者はまた借り人，運営主体はまた貸し人の立場になります。

そこで，運営主体は，住宅の所有者との契約で決まった家賃を入居者数で割った額をそれぞれの入居者から徴収し，所有者に支払うことになります。

22 融資を受けられるのは社会福祉法人だけです。(他の法人は受けられません。)

23 この融資は，入居者になるべく安価で住居を提供出来るようにとの趣旨のものです。

24 どの程度の身辺自立をしていることが必要かは，具体的には，世話人の能力との関係で決ってきます。ひとりの世話人が４人の入居者の世話をするのですから，この世話人の能力を超えてしまうような世話を必要とするような人は入居が無理ということになります。

25 必ずしも雇用されていることを条件とはしていませんが，決まった収入がある人でなければ入居に要する種々の費用を負担することが困難であろうと思われるからです。

26 単なるあこがれや，現在の生活からの逃避ということからグループホームへの入居を希望する人は，入居を継続することが難しいと思われます。希望者の意志と能力を確認するために，入居に先だちグループホーム類似の住環境での生活を一定期間経験することが，この要件を確実にするでしょう。１か月程度の仮入居があっても良いと思われます。

27 要件にはしませんが，親などの理解を得たうえでの入居が望ましいのは当然です。できる限りそのための努力がなされるべきですが，ギリギリのところで理解が得られない場合でも，それをもって入居を認めない扱いとするべきではないという趣旨です。

28 この制度は，家族や身内のケアのための公費補助ではないからです。

29 世話人にすべての責任を押しつけることを排除する趣旨です。

世話人は入居者の身体，生命，財産について被害が生じないように，また，社会的にも不都合を生じることのないように適切な助言をすることが期待されますが，結果的に何かが生じた場合の責任まですべて負わされるということではありません。

30 今回の補助対象とするグループホームとしては，４人以上としています。これは，限られた資源を有効に使うためと，４～５人がまとまりとしても良いと考えられるからです。

健康で，継続してグループホームの業務が可能なことが要件となります。

(2) 世話人の心得

イ．入居者のプライバシーの確保

世話人は，原則として入居者の居室に入れません。入る場合は，必ず承諾を得ることが必要です。

居室の合鍵を持つ場合，緊急時（事故やてんかん発作等）のみ断りなく入室する承諾を，あらかじめ得ておかなければなりません。

見学，取材等は，入居者の承諾なしに応ずるべきではありません。

世話人として得た，入居者の個人としてのあらゆる情報は必要事項をバックアップ施設に報告する以外は，決して他に漏らしてはなりません。

ロ．管理性の排除[34]

門限，消灯時間，食事時間等は入居者の合意により決めることはあっても，細々としたルールはなるべく避けて，管理性の排除に努めることが大切です。

ハ．保護的・指導的にならない

ともすると入居者を子供扱いしがちですが，これは人権上の問題があるばかりでなく，自立心をそこなうもとになります。

年齢にふさわしく正しく接することが肝要です。

ニ．その他

バックアップ施設との連携をよくし，契約を履行するだけでなく，入居者とのよい人間関係の中で明るい生活を作り出すよう努めることが重要です。

(3) 世話人の身分及び業務内容

世話人の身分は，原則としてグループホームを運営する社会福祉法人等と契約を結んだ私人です。(運営主体たる社会福祉法人等の職員であることはあり得ます。)

世話人は，入居者と同居または緊急時に即時に対応可能な隣接した場所に居住していることが必要です。

（a） 入居者へのサービス

（イ） 食事提供[35]（原則として朝・夕食）

栄養管理，買物，食事準備，必要に応じて弁当づくり[36]，食堂・台所・食器等の管理，献立記録（あらかじめ献立表を作成する必要はありませんが，給食関係についての記録はつけておくことが必要です）

（ロ） 金銭出納に関する援助[37]

入居者負担金（家賃）の入居者からの徴収

入居者負担金（食費，光熱水費，共通日用雑費等）の徴収，管理，支払い[38]

金銭出納帳の個人別チェック又は必要最小限の代行

（ハ） 健康管理[39]

服薬，通院，受診等の助言・同伴[40]，規則正しい生活，清潔，衛生面についての助言，朝・夕の健康状態のチェック

（ニ） 日常生活場面における相談・助言

職場，交友関係，実家との関係，個人生活，社会生活に関する応談，必要な助言[41]

（ホ） その他

住所変更にはじまる行政機関その他の手続き等[42]の同伴や代行，必要に応じて職場訪問，余暇活動への助言[43]等，入居者が円滑に日常生活を営むために必要な世話。

（b） 運営主体（社会福祉法人等）との関係における業務

31「専任」は他に職業を持たないという趣旨です。１人の世話人が年間を通して活動する状況を想定し，かつ，それが望ましいと考えますが，複数で交代であたるとしても２人までにとどめるべきでしょう。

なお，世話人に事故がある場合のその代替は当然あり得ます。その場合の代替要員はあらかじめ運営主体及び入居者に知らせておくことが必要です。代替要員の人数としては運営主体の職員が代替要員となるものを除いて，４人程度までとし，入居者が混乱しないよう配慮すべきです。

32 当然，障害の理解，家事処理能力，受容的態度等，世話人業務遂行能力等が問われます。職業人としての経験，精神薄弱者と接した経験などはこれに役立つと思われます。

33 関係施設等の元職員，障害児教育の元従事者，精神薄弱児者の親等が中心になると考えられますが，必ずしもこれを条件にする必要はありません。

34 世話人は管理人ではありません。入居者が「普通のくらし」を送るために必要最小限の世話をするためにいるということを理解して仕事をすることが大切なことです。

35 栄養バランス，調理方法等を含めて食事提供は，もっとも重要な日常的援助といえるものです。

36 必要な人の求めに応じて弁当を用意する場合もあります。

37 入居者の財産のうち，預かる必要のあるものについては，バックアップ施設が預かります。やむを得ず世話人の管理下に置く必要のあるものについては，入居の時に運営主体の立合いのもとに記録を作ったうえで適切に管理します。この場合，管理の方法についても三者で話し合っておくのがよいでしょう。

38 領収書，レシート等をそろえ，できる限り不明の部分のないよう記録してください。

39 かかりつけの医療機関を決めておき，いつでも連絡できるようにしておくことが必要です。

40 受診の際の同伴は，症状を正しく伝えたり医師の指示を理解するために重要です。必要に応じて入居者と同性の人の援助を依頼することも必要です。当然，むずかしい症例や，大きなケガなどの場合はすみやかに運営主体に相談し，その指示に従ってください。

41 あまりかた苦しく考えずに，時折話を聞いたり，話しやすい雰囲気を作るなど，またそのための時間を確保することに心がけてほしいと思います。

42 転入や年金の手続き等特に重要です。

43 文化的活動への参加や入居者間の親睦，その他の余暇的活動については入居者の自発性が大切です。適切に助言することが望まれます。かねあいがむずかしいですが，あまり世話を焼きすぎるのも困ります。

（イ） 報告[44]（バックアップ施設に対して）

グループホームにおける会計状況（最低，月１回），入居者の生活状況[45]（食事献立を含む）・健康状況等（週１回以上）の報告

（ロ） 入居者負担金（家賃）の納付事務

（ハ） 緊急時（事故，病気，家出等）の相談，処理困難な問題の相談・その他，何かあれば[46]即時に必要な連絡，報告

（c） 地域との関係

（イ） 自治会，町内会等[47]との交流

（ロ） 地域住民の理解の促進（摩擦の解消等）

（d） その他の業務

（イ） 諸記録[48]

（ロ） その他の必要な世話

（4） 世話人の業務～１（１日ごと）

・１日の主な業務内容等を例示すると次のようになります。

（a） 平日・通常の業務日

朝	朝食づくり（必要に応じて弁当づくり） 出勤等送り出し（健康，身だしなみなどへの配慮） 食事片付け 通常の家事 バックアップ施設への報告その他
夕方・夜	食糧，日用品等購入 夕食準備 夕食片付け 金銭管理助言，健康チェック，生活応談，記録，記帳

（b） 土曜及び休日の前日

朝　　業務内容は平日と同じ

夕方～夜　（翌日の朝食準備）

（c） 日曜（祝祭日）

入居者の相談に応ずる，余暇活動を援助する等，平日では出来にくい業務を行える日ですから，特別の業務時間を設定して，なるべく入居者との接触を増やしながら有効に過ごすことが期待されます。

（5） 世話人の業務[49,50]～２（１年ごと）

世話人は日曜日，祝祭日（年間14日）は，原則として業務し，これに代わる日をあらかじめ定めて休日[51]とし，その他に年間12日は,「業務を要しない日[52]」とします。

このうち，日曜日（祝祭日）に代わる日は入居者への世話はありませんが，この他の年間12日の休日は世話人に代わり，運営主体が派遣する人[53]が運営主体の費用で入居者への世話を行います。世話人の研修日についても同様とします。

（6） 代替要員の確保

・世話人が都合により仕事をすることが出来ない場合には，世話人の責任と負担において代わって仕事をしてくれる人（代替要員[54,55]）を用意し，その人に入居者の世話を依頼することになります。

・代替要員となるべき人は，世話人があらかじめ決めておき，その住所，氏名，連絡方法[56]，世話人との関係を運営主体に届けておかなければなりません。

（7） 世話人の家族[57]

グループホームの入居者と同居する世話人が，同居する家族をもっている場合に

44 報告は逐次ですが，定期的なものは世話人がバックアップ施設におもむいて行います。

45 あとの２つについては特に異常のある点を中心に行います。

46 ヘルプコールは遅きに失しないことが大切です。

47 町内会費等はひとつの家族とする場合と一人ひとり個別にする場合があるでしょう。入居者間及び町内会と事前によく話し合ってトラブルのないよう，また積極的に参加できるよう配慮してください。

48 諸記録とは，生活記録（献立を含む），金銭出納，業務記録，健康記録，入居者異動状況記録等です。その他にも必要なものはあらかじめバックアップ施設と協議して取り決めておかなければなりません。

49 世話人が法人等の職員であるときは，法人等の規則によります。

50 変則勤務（日曜出勤・平日休み等）の入居者がいる場合の配慮は，あらかじめ実情に応じてとり決めておいてください。

51 毎週決まった曜日を休日とすることが一般的でしょう。

52 休みは，まとめて取ることも分散して取ることも可能ですが，代わりに入居者の世話をする人の確保は必ずしも容易ではないので，あらかじめ世話人と運営主体とが話し合って，お互いになるべく不都合が生じない時期及び方法で行ってください。

53 派遣する要員が運営主体の職員であっても（６）にいう代替要員であってもその他の人であっても構いませんが，あらかじめ入居者に紹介しておくことが必要です。

54 代替要員の数は，４人程度を限度とします。５人以上になると入居者に混乱が生じるおそれがあるからです。

55 代替要員は，普段からいろいろの機会に入居者と接していることが望まれます。

56 代替要員には,原則として世話人の委託費（または賃金）の中から一日の謝礼を支払うものとします。これは世話人とその代替要員との関係により自由に決めてください。

なお，参考ですが，東京の昭和 63 年度の最賃日額単価は 4,000 円でした。

57 世話人自身の家族に精神薄弱者がいて，その人がグループホームの入居者と同居することはあり得ます。その場合は，この精神薄弱者はグループホーム入居者としてではなく，世話人の通常の家族の一員ということです。したがって，グループホームはこの人を除外して４人以上の入居者をもたなければなりません。この場合，世話人としては，家族である精神薄弱者の世話のためにグループホームの入居者の世話がおろそかにならないよう十分注意すべきです。(5 －（1） 備考④参照)

は，家族も，前もってこの事業の趣旨を理解しておくことが必要です。家族の一員がある程度継続的，定期的に世話人の補助をする場合は，実施主体と運営主体にあらかじめ登録しておかなければなりません。

入居者と同居しない世話人の場合も，入居者からの緊急の連絡に備えて家族の理解を得ておくことが必要です。

7　入居者の生活

（1）　原　則[58]

・入居者は一人の社会人として，自分の責任において自由な生活を送ることを基本とします。

・そこでの生活は，その地域社会の一住民としての生活です。

・一方，グループホームにおいては共同で生活を送ることになるので，そこでは他の入居者の存在と生活を前提とした最低限のきまりと制約[59]が必要となります。

（2）　共同生活的側面

・4～5人が同居しますから，孤独に陥ることはさけられ，互いに助け合い補い合うことが出来ますが，制約は最小限となるよう生活上の工夫が必要です。入居者の生活は地域での自立生活です。したがって，私物管理，居室の清潔の維持，整理整頓等は当然各自で行うことになります。共用部分（居間，食堂，玄関，廊下，台所，洗面所，浴室等）についても，当番を決め，あるいは区分を決めるなどして入居者が行うことが原則です。けれども，入居者一人ひとりにより生活習慣，能力が異なりますから，その状況に応じて[60]世話人の助言を得，必要最小限の援助をうけることになります。風呂をわかす，食器を片付ける，洗濯をする・干すなどについても同様です。

（3）　毎日の活動

・事業所に雇われて仕事をするとか，福祉工場や作業所等に通って仕事をするなど，継続的な活動[61]を行います。

（4）　入居者と世話人との家政分担

・建物管理[62]，衛生管理，整理整頓等については，入居者と世話人及び入居者間で役割分担を行います。また，あらかじめ話し合い，必要最小限のルールを定めておきます。

（5）　日曜・祝祭日の生活

・朝食……世話人が前夜準備[63]

・昼食……自由（自炊[64]・外食）又は提供

・夕食……自由（自炊[65]・外食）又は提供

・余暇活動[66]

必要に応じてバックアップ施設とも連絡をとり，休息，スポーツ，レクリエーション，男女交際等を選択的に行うものとします。

（6）　世話人不在日の生活

・朝食……世話人が前夜準備

・昼食……（通常の日と同じ）

・夕食……自由（自炊・外食）

・夜定時にバックアップ施設に連絡[67]

（7）　緊急時の連絡

世話人がいる場合には，世話人自身が緊急状況に対応するか近隣や運営主体に必要な援助を依頼する連絡を取ります。

世話人が不在の時は，入居者自身が速やかに，近隣か運営主体に援助を求めて必[68]

58 入居者に出来ることはすべて自分ですることを原則とします。

59 重要なことは，共同生活のきまりや制約を作る主体は入居者自身であるということです。世話人や運営主体は，この点では入居者のもち味を意識しながら，適切なきまりができるように必要な助言をしてください。

60 公平であると同時に能力その他についても必要なことを勘案すべきです。助け合いながら全員が納得してすすめることが大切です。

61 ただ単に「住んでいる」というだけでは，入居者本人の生活が無味乾燥のものになり，孤独に陥る心配もありますし，グループホームがまだまだ数が多くない状況では活動を積極的に行う人の入居を優先すべきでしょう。

62 入居者がやりたがらない家事や不得意な家事もありますが，世話人としては，入居者の能力や性格を考えながら，気長に練習を重ねる姿勢が望まれます。

63 日曜等は，入居者は多くの場合休日ですが，原則として世話人は仕事をする日です。6－（4）－（c）で述べたように入居者と世話人が触れ合える大切な日です。食事提供も含めて自由ですが，有効にすごしてください。

64 夏期等は，いたまないものを用意するとともに保存には特に注意しなければなりません。

65 精神薄弱者でなくても自炊はなかなかむずかしくおっくうでもあり，外食が主になるでしょう。「週のうち1日ぐらいであれば大丈夫だろう」と考えていますが，入居したばかりの人には簡単な自炊の仕方や外食する場所，方法についての助言が必要と思います。自炊の場合の安全面の問題に特に留意した練習をふだんの生活の中で行っておいてください。

66 精神薄弱者は大体において自由時間の使い方が苦手です。障害の特性もありますが，これまでの生活の中で自由時間を自発的に使って何かやったという経験が乏しかったためでもあります。この点に留意して，最初はかなり積極的に関わり，助言することが必要です。

67 当番を決めておいて，原則として電話でバックアップ施設にその日の状況を簡単に（例えば「異常なし」など）報告することが考えられます。

68 このような連絡をとることも容易ではありません。したがって，入居後なるべく早い時期さらにその後定期的に，だれに，どのようにして連絡を取るかについて実施の準備を行っておくことが必要です。

要な連絡を取ることが必要です。

8　グループホームの支援体制

（1）　バックアップ施設[69]

・グループホームの運営が円滑に行われるために，運営主体である社会福祉法人等は，世話人を通じて又は直接的に，入居者を支援します。

・グループホームの直接的支援は，精神薄弱者の地域生活援助に実績を有する施設（例えば，通勤寮）が行います。この場合，この施設をバックアップ施設と言います。

・運営主体は，その設置経営する施設（通勤寮を含む）のうち，もっとも適切な施設を１箇所バックアップ施設として特定しなければなりません。

・グループホームの運営にとって，バックアップ施設の果たす役割は極めて重要です。バックアップ施設においては，グループホームの担当者を最低ひとりは決めておくとともに，次に例示する業務を勘案して適正な地域生活援助体制を整えることが必要です。

（2）　バックアップ施設の業務

イ．グループホーム全般についての把握

緊急時の対応……入居者または世話人の事故，疾病等緊急時の応急援助

グループホームの運営に関する記録，経理

ロ．世話人に対する指導等

相談に応ずる…グループホームの運営に関すること

食事（栄養，献立等）に関すること

その他の相談受理

研修の実施……世話人に対する研修会，研修計画

世話人の研修は，年３回以上実施し，内容を実施主体に報告する。世話人の研修の日は，バックアップ施設は代替要員を用意する。

業務指導等……世話人の業務のすべてに関すること

本事業の趣旨等の徹底

帳簿等の正確な記帳，会計処理が遂行されるよう指導

入居者と世話人とのトラブルの解消

ハ．入居者に対する業務

相談に応ずる…金銭管理に関すること

対人関係に関すること

人権，財産問題に関すること

その他世話人が対応することが困難な専門的問題に関すること

一般的業務……入居者の職場訪問（人間関係の調整，事業主の理解を求める）

入居者のカウンセリング，入居者同士のトラブルの解消

入居者の失業時の職場探し

ニ．地域との関係

地域住民の理解の促進…（摩擦の解消）

ホ．その他の業務

福祉事務所等との連携

借家契約の締結

世話人の選定

世話人の代替要員の確保（研修日及び研修相当日として１年に12日は代替要員が業務を行う。）

69 運営主体とバックアップ施設とは一体ですが，実際にはバックアップ施設がほとんどのバックアップ業務を行います。したがって，必要な経費は全額あらかじめ施設に渡しておくなどバックアップ活動が円滑に行えるよう配慮しておく必要があります。

世話人への委託費，必要経費の支払い及び経理事務

なお，グループホームをはじめる際に，電話の名義，電気，水道，ガスの使用等の代表者名など，入居者とよく協議して，間違いの起こらないよう適正な助言を行うことが必要です。

（3） 運営主体と世話人との契約

運営主体と世話人とは本案の６－（３）及び８－（２）を勘案して具体的に業務に関する契約を結びます。同時に休日の保障及びそれ以外の「サービスを要しない日」の保障とバックアップ体制についても契約に盛り込まなければなりません。

９ 具体的手続き等

（1） 入居の決定等の手続き[70]

グループホームへの入居の決定は援護の実施者が行うこととしています。具体的には福祉事務所が行うことになります。

しかしながら，福祉事務所が単独でこれを行うということは困難ですし，また，適当でもありません。そこで,「運営主体の意見を勘案するとともに必要に応じ精神薄弱者更生相談所等の意見を聴き入居を決定する」ということにしています。

実際上の扱いとしては，福祉事務所と運営主体とは事前によく話し合った上で入居者を決定することが必要になります。

基本的な手続としては，下記の手順に沿うものとなりますが，その際には，上に述べたことを十分勘案してください。

・グループホームへの入居希望者は，福祉事務所に申し出ます。[71]
・グループホームへの入居の申出を受けた福祉事務所長は，グループホームの運営主体に入居の選定について意見を聴きます。
・福祉事務所長は，運営主体の意見を十分勘案して入居者の決定を行い，都道府県福祉担当部局に報告します。
・福祉事務所は，決定にあたって下記のような要件を勘案します。なお，必要があれば精神薄弱者更生相談所の意見を聴かなければなりません。
・勘案要件[72]としては以下のものが考えられます。

身体の状況

身辺自立の状況

日中の活動の場

年齢・性別

共同生活への適応の見込み

他の入居予定者との関係[73]

運営主体の意見

世話人（予定者）の意見

（2） 入居の手続き

入居決定通知を受けた希望者は，運営主体と契約を交すことによって，グループホームへの入居手続きは完了しますが，これに附随して地域の住民として必要な手続きをとらなければなりません（転入，必要に応じて国保，年金)。

（3） 退 去

入居者が希望した場合，入居者間で持続的に問題が生じ解決の見込みがたたない場合，回復の見込みなく重篤な病気になった場合，職場を失い収入がなくなり近い将来再就職が望めない場合など，グループホームを出なければならないことも起こり得ます。本人が希望した場合，バックアップ施設は，必要があるときは理由を尋[74]

70 グループホームへの入居は福祉の措置によるものでなく，入居を希望する本人と運営主体との私的契約によるものです。

そうであっても，少なくとも当分の間は入居を希望する人に比べてグループホームの数が少ないという状況が続くものと思われること，入居希望者の障害程度や身辺自立の状況などから見てグループホームでの生活に適しているかどうかの見極めが必要であることなどから，入居者の選定という過程が必要になってきます。

71 現に施設に入所中の者がグループホームへの入居を希望する場合には，その多くは施設を経由することになるでしょう。

その場合も，本人の意志が第一に優先されるべきことは当然です。

72 家庭事情や親の扶養能力は，主たる条件にしません。初度調弁に相当の自己負担がいることから一定の貯金があること，家賃，食費等の負担があるために年金の他に一定の就労収入があることなどは，そのグループホームの状況などにもよりますが，事実上は勘案要件になることはあります。

73 グループホームへの入居は少人数での世話人との同居が長期間続くことを意味しますので，入居者同士の「相性（あいしょう)」も非常に大事です。そのため，運営主体を通じて入居予定者と世話人との面談や入居予定者同士の面談なども利用しながら，画一的，機械的な決定にならないよう十分配慮してください。

○各都道府県で単独で行われているグループホーム類似の事業（生活寮，ミニ福祉ホーム等）においては，特定の施設から社会復帰した人専用の受皿といった性格で運営されていたものが多かったと思われます。こうした面は今後も重要だと思われますが，今回のグループホームの事業は，いわば都道府県全体の財産といった性格も加わったことを認識する必要があると思います。

74 この際プライバシーをそこなうことのないよう十分配慮してください。

入居者間での持続的な問題とは，例えば，ある入居者が他の入居者とうまくいかないといった人間関係のもつれがありますが，この場合いじめ的な場合もあり得ると思われますので，慎重な気づかいを要します。

ね，適切な善後策を講ずる必要があります。

その他の場合には，生活を継続できない理由を調査し，再就職の斡旋，療養の手配，入居者間の調整等を行うなど退去をしなくても済むような方策を講ずるよう努めます。やむを得ず退去する場合は，善後策を講じた上で転出を認め，金品の精算をすることになります。退去した時[75]は，速やかに運営主体は援護の実施者及び都道府県に連絡しなければなりません。

10　費用負担

入居者の生活に要する経費はすべて入居者各自が負担します。入居者からは，部屋代，食費，光熱水費及びその他の必要な経費（共益費等）を月々徴収します。この際，食費については，同居者は均一の額です。(ただし，弁当が必要な人は実費を加算します[76])。食費は[77]，入居者と世話人が相談し，常識的な額を取り決めます。雑費[78]についても同様です。これらを取り決める際は，なるべくバックアップ施設の職員が同席します。

あらかじめ，外泊，入院等の予定が分かっている場合は，食費等減額もしくは返金するなど，入居者の生活が安定するよう弾力的に運営することが望まれます。

なお，世話人も同じ食事をとるような場合の負担は，入居者と同額とします。

11　都道府県・援護の実施者の役割りと運営主体，バックアップ施設との関係

都道府県は，本事業を実施する最終責任者として，運営主体を監督します。

援護の実施者は，公平に入居の決定を行い，運営主体に対し，事業の補助金を支弁します。

運営主体である社会福祉法人等は，都道府県に対し，グループホームの運営状況を最低年１回報告します。入居者の異動，世話人の交替その他運営面に変化のある時は，その都度報告します。グループホームの運営は，実際にはバックアップ施設を中心として運営主体が行います。運営主体である社会福祉法人等は，契約，バックアップ施設の選定を行うとともに，運営についての全責任を負うことになります。運営主体である社会福祉法人等は，世話人との契約，住宅の賃貸借，精神薄弱者の地域生活について広い視野から研さんをつみ，具体的業務は地域生活援助に実績を有するバックアップ施設が効果的に行えるよう配慮しなければなりません。

75 退去者が出たために空室になったような場合の家賃の不足分は，運営主体が負担することになりますので，すみやかに新しい入居者を募集する手続きを進めることが必要になります。

76 個人の食べる量のちがいは無視します。また，偏食についての考慮も必要ですが，原則として献立を個人別にする必要はないでしょう。

77 東京都の生活寮の場合，一日２食（朝・夕）で800円を標準として示しています。

78 光熱水費は単純頭割りが原則です。電話使用料についても，長距離電話の扱いについて世話人の助言を得ながら受益者負担を仕組んでおくことが必要です。

索引

あ行

アウトリーチ …… 102
空き巣 …… 58
悪徳商法 …… 126
アセスメント …… 96、101
アルバイト …… 93
あんしん賃貸支援事業 …… 57
安全配慮義務 …… 120
遺産相続 …… 126
維持管理責任区分 …… 65
維持管理コスト …… 62
維持修繕費 …… 59
異性との交際 …… 134
一体型指定共同生活介護事業所等 20
移動支援事業 …… 79、141
イニシャルコスト …… 62
インシデントプロセス法 …… 110
運営規程 …… 197
運営事業者責任 …… 69
運営推進会議 …… 36
運営時のモニターリスト …… 160
運営に関する基準内容及び 手続きの説明及び同意 …… 192
衛生管理等 …… 197
NPO法人 …… 40
――による財産管理 …… 149
援助者のメンタルヘルス …… 115
応能負担 …… 38

か行

外観 …… 53
会計処理 …… 147
会計の区分 …… 199
介護及び家事等 …… 196
介護給付費（訓練等給付費）の
――額に係る通知等 …… 194
――支給の申請に係る援助 …… 192
介護保険 …… 15、88
――保険料 …… 89
改修 …… 59
改修計画・設計 …… 63
改修費用 …… 62
ガイドヘルパー事業 …… 79
火災 …… 58
――対策 …… 66
――通報装置 …… 67
――に備えた設備 …… 41
――保険 …… 70
加算 …… 28
貸金庫 …… 148
家事等 …… 196
監査 …… 46
管理者 …… 97、191
――の責務 …… 196
聴く …… 102
帰宅時支援加算 …… 34
気分転換 …… 121
休養 …… 121
給料 …… 132
兄弟姉妹との関係 …… 136
共同生活介護 …… 196
共同生活介護（ケアホーム） …… 20
――モデル運営規程 …… 202
――事業 …… 21
共同生活援助（グループホーム） 20、196
――モデル運営規程 …… 205
共同生活援助・共同生活介護
――モデル契約書 …… 208
――モデル重要事項説明書 …… 212
共同生活住居 …… 25
共用空間 …… 53
協力医療機関 …… 198
居室 …… 53
――使用契約 …… 61
居住権 …… 61
居住サポート事業 …… 57
居住地特例 …… 80
距離感 …… 63
記録 …… 143
――の整備 …… 199
緊急事態 …… 58
緊急時等の対応 …… 196
金庫 …… 148
金銭管理 …… 79、147
勤務形態 …… 91
勤務体制の確保等 …… 197
勤労者退職金共済機構 …… 89
苦情解決 …… 198
薬の管理 …… 127
くつろぎ …… 121
グループホーム・ケアホームへの家賃補助 …… 141
ケア会議 …… 77
ケアホーム …… 20
経過的居宅介護利用型共同生活介護事業 …… 29
経過的ケアホーム …… 29
掲示 …… 198
KJ法 …… 110
契約 …… 79
契約社員 …… 93
欠員募集 …… 77
健康保険 …… 88
――料 …… 89
研修 …… 113
兼務 …… 24
厚生年金保険 …… 88
――保険料 …… 89
光熱水費 …… 65
公務員共済遺族年金 …… 140
コーチング …… 110
個室 …… 63
故障・破損 …… 66
個別支援計画 …… 77、96、100、105
――の作成 …… 195
――の中間評価・修正 …… 106
個別ニーズ …… 96
雇用保険 …… 86

さ行

サービス管理責任者 …… 41、97、190
――研修 …… 41
――の責務 …… 195
サービス提供職員へのマネジメント 110
サービス提供に関わる管理 …… 101
サービス提供の終了 …… 110
サービスの提供の記録 …… 193
財産管理 …… 126
サブリース方式 …… 61
支援会議 …… 109
支援体制の確保 …… 197
支援費制度 …… 14
敷地 …… 36、55
――内ホーム …… 55
支給決定障害者に関する市町村への通知 …… 196
事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 …… 193
自己責任 …… 69
自己点検 …… 156
事故 …… 68
――発生時の対応 …… 199
――報告書 …… 144
支出 …… 79
地震保険 …… 70
施設病 …… 12
失業給付 …… 87
実施指導 …… 46
指定基準 …… 41
指定障害福祉サービス事業者等との連携等 …… 193
指導 …… 46
――訓練 …… 96
自動火災報知設備 …… 67
社会参加 …… 96
社会生活上の便宜の供与 …… 196
社会福祉施設等施設整備事業 …… 42
社会保険 …… 86、88
――料 …… 89
住環境 …… 51
就業規則 …… 89

就業規則作成義務……89
住宅用火災警報機……67
集団指導……46
重度障害者支援加算……34
重度障害者医療費助成制度……142
収入……79
住民票……80
収容・隔離……96
住要求……52
重要事項説明書……80
重要な書類等（年金証書、手帳、印鑑等）……148
就労 に関する援助……131
受給資格の確認……194
受給者証……78
宿直勤務……92
出勤簿……95
障害基礎年金……139
障害厚生年金……139
障害者自立支援基盤整備事業……42
障害者自立支援対策臨時特例交付金 42
障害者自立支援法……14
障害者扶養共済……140
障害程度区分の決定……45
障害程度区分の認定調査……43
障害程度区分の認定調査項目……44
障害福祉サービス受給者証……45
消火器……67
小規模事業加算……32
――者……33
――夜間支援体制加算……33
常勤換算方法……23
上限管理……38
消費者……58
情報の提供等……198
消防法……41、67
職員雇用……83
食材料費……64
食費……146
食事づくり……128
食事の制約……128
食事の提供……128
嘱託……93
職務の専従……191
助成制度……41
自力避難困難者……67
自立……123
自立支援協議会……78
自立心……51
自立生活支援加算……35
人員配置……23
――基準……28
心身の状況等の把握……193
申請書……42
身体拘束等の禁止……199
新築家屋……60
スーパーバイズ……110
水道光熱費……145
スタッフミーティング……113
ストレス解消法……120
ストレス耐性……116
ストレスマネジメント……117
スプリンクラー……67
住まい探し……57
住まい総合保険……70
性……132
生活支援員……190
生活単位……25
生活費……79
――の管理……125
生活保護……15
――制度……139
精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）……12
――設置・運営マニュアル……239
清掃……65
性犯罪……134
性別入居……54
施工者……63
世帯状況・収入・資産等申告書……44
設計者……63
設置時のモニターリスト……157、158
設置場所……26
設備に関する基準設備……191
世話人……100、190
世話人及び生活支援員の要件……190
世話人ピアカウンセリング……118
専従……24
相続……61
相談……198
その他の日常生活費……200

た行

退居……81
体験入居……17、76
第三者委員……155
退職金……89
体罰……122
タイムカード……94
怠薬……127
建物賃貸借契約……60
断続的労働……92
担当者会議……106
地域移行型ホーム……35、55
地域との連携……199
父親との関係……136
中・長期修繕計画……66
長期帰宅時支援加算……34
長期入院時支援特別加算……34
町内会……16
賃金台帳……95
通院の援助……127
通院介助……141
通所先との関係……137
通帳……79
定員の遵守……197
提供拒否の禁止……192
定率負担……38
盗難……69
特別障害給付金……139
特別障害者手当……140
土地賃貸借契約……60
取扱方針……194

な行

ニーズ……63
日常生活に要する費用の取扱いについて……200
日常生活用具給付・貸与……142
――費……65、79, 146
日誌……144
日中介護等支援加算……35
日中活動の場……56
二方向避難……66
日本財団……41
入院……82、127
入院・帰省……33
入院時支援特別加算……33
入居……76
――者間のトラブル……82
――者の募集……76
――申請……43
――のしおり……80
入所施設……12
入退居……193
――の記録の記載等……193
認知療法……118
年金証書……79
ノーマライゼーション……12

は行

パーソナル・スペース……51、119
パートタイム労働法……92
パート労働者……93
バーンアウト……115
はちのす……12
バックアップ施設……81
母親との関係……135
非常・緊急時対応マニュアル……69
非常災害対策……197
引越……80
一人職場……108
避難訓練……68

秘密保持……198
標準報酬月額……89
費用の徴収……145
フェインディング……111
福祉医療機構……89
福祉手当……140
物件の探し方……57
プライバシー……63
プロセス管理……101
ヘルパー派遣……79
――制度……13
変形労働時間制……91
防炎じゅうたん……68
――製品……68
防火……66
――管理責任者……67
防災……66
――カーテン……68
――（防火）設備・機器……66
報酬……28、37
――単価……37
防犯……68
――対策……58
訪問看護……13
ホームセキュリティシステム……68
ホームヘルパー制度……141
ホームヘルプサービス……21、27
ホスピタリズム……12
保守管理……65
保守点検……65
補装具費給付……142

ま行

身だしなみ……53
密室性……155
メンタルタフネス……116
燃え尽き症候群……116
モニター委員……155
モニターリスト……156
モニタリング……155

や行

夜間支援……30
――従事者……31
――体制加算……23、31
家賃……64、65、79、145
雇止め……84
有期労働契約の締結……84
ユニット……26
余暇……130

ら行

来客……53
ライフスタイル……52
ランニングコスト……62
利益供与等の禁止……198
リスクマネージメント……69
立地環境……54
立地条件……77
立地に関する指定基準……54
利用契約書……80
利用者主体のニーズ……104
利用者負担……38
――額……64
――額等の受領……194
――の上限……38
――額に係る管理……194
連絡調整に対する協力……192
労災遺族補償年金……140
労災保険……86
労働安全衛生法……120
労働基準法……83
労働契約……83
――の基本原則……84
――の期間……84
――法……84
労働者……83
――性の判断基準……83
――名簿……94
労働条件……85
労働保険……86
ロールプレイ……110

わ行

笑い……121

執筆者一覧

第１章
グループホームとは
山田　優／室津滋樹（日本グループホーム学会運営委員）

第２章
グループホームを設置するにあたって
光増昌久／室津滋樹（日本グループホーム学会運営委員）

第３章
グループホームに適した建物を選ぶ
鈴木義弘（大分大学工学部福祉環境工学科　准教授）／栩木保匡（（株）ニチイケアネット）
グループホームにおける防火対策
栩木保匡（（株）ニチイケアネット）
消防法改正前後における消防用設備等設置規定の比較
大西一嘉（神戸大学大学院建築学専攻　准教授）

第４章
入居、退居に関すること
室津茂美（日本グループホーム学会運営委員）

第５章
職員雇用に関すること
大沢知子（特定社会保険労務士）

第６章
グループホームで働く人々の役割と業務
山田　優（日本グループホーム学会運営委員）

第７章
グループホームスタッフ育成のために
堀江まゆみ（日本グループホーム学会運営委員）

第８章
日常の生活支援
牧野賢一・室津茂美（日本グループホーム学会運営委員）

第９章
生活に関する制度一覧
又村あおい（日本グループホーム学会会員）

第 10 章
日々の運営に必要なこと
室津茂美（日本グループホーム学会運営委員）
NPO 法人による財産管理を行っている事例
本田隆光（社会福祉法人いわき福音協会）

第 11 章
入居者の権利擁護
堀江まゆみ（日本グループホーム学会運営委員）

第 12 章
グループホームの設置・運営、援助をチェックする～モニタリングについて
花崎三千子・荒井隆一（日本グループホーム学会運営委員）
グループホームとモニタリング活動
横浜市社会福祉協議会障害者支援センター

事例紹介

自閉症、行動障害のある人への配慮と工夫

野田宏（社会福祉法人はるにれの里）

障害のある人への居住空間への配慮

酒井比呂志・久保洋（あおば生活ホーム・に本グループホームグループホーム学会運営委員）

NPO 法人地域支援ネットワーク「きらり」の願い

瀬川俊行（NPO 法人地域支援ネットワークきらり）

ケアホーム野ぶどうの実践

大垣勲男（社会福祉法人　伊達コスモス 21）

資料

＊自立支援法による共同生活援助・共同生活介護事業の申請に関する書類は、様々な検討をいたしましたが、モデル契約書・重要事項説明書は東京都のモデルを、その他申請に関する書類一式につきましては、滋賀県の作成したものを参考とさせていただきました。自治体によって若干のちがいがありますので、詳細は関係自治体にお問い合わせください。

グループホーム設置・運営マニュアル

2008 年 3 月 31 日発行

平成 19 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）

事業実施機関　障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表　室津滋樹

事務局　〒 187-8570　東京都小平市小川町 1-830
白梅学園大学　堀江研究室内
FAX 042-344-1889
E-mail：info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp
http://www.gh-gakkai.com